

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【18】）」
2. 日時：令和6年1月31日（水） 14時00分～16時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子燃料技術グループ長 他12名（※うち4名）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請 コメントリスト（炉心熱水力設計関連）
- ・資料2 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞抜粋版
- ・資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（炉心熱水力関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	現象規制庁スズキです。
0:00:03	本日は玄海原子力発電所高燃焼燃料導入等の設置変更許可申請に係るヒアリングを行います。
0:00:12	本日、
0:00:15	の日、
0:00:16	資料は事前に、
0:00:19	資料二つ、九州電力から提出されています。
0:00:26	一つ、資料1が、
0:00:28	コメントリスト、各行炉心熱水力設計関連、
0:00:35	資料2が、
0:00:38	補足説明資料の抜粋版、
0:00:42	それから、
0:00:44	現状規制庁、
0:00:47	審査チームから、事実確認リストを事前に送っています。
0:00:53	これを資料3とします。事実確認リストカッコ炉心熱水関連です。
0:01:01	それから、
0:01:04	これ以外に、昨日1月30日の審査会合、
0:01:09	資料をも、別途参照していきます。
0:01:13	また必要に応じて許可の申請書の記載等も参照していく。
0:01:19	まず、
0:01:22	資料の
0:01:23	内容の確認を、
0:01:25	する前に、
0:01:27	ちょっと資料の位置付けを少し確認します。今日の資料に、
0:01:33	につきましては、資料1の、
0:01:36	ナンバー1の、
0:01:38	コメント回答というところで、参照しておりますけれども、
0:01:44	ここ以外のところが少し、
0:01:47	入っている。
0:01:49	これは、
0:01:51	記載の適正化とか、誤記修正みたいな内容だと。
0:02:04	九州電力の織田です。今おっしゃられたのは
0:02:08	資料2の補足で、
0:02:13	このコメント以外で、若干記載を赤字で修正している件。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	はい規制庁スズキです例えば、
0:02:25	13 条の 3 ページですとか、
0:02:34	13 条の 21 ページの、
0:02:37	周期、
0:02:39	みたいなところが少し赤字で修正が、
0:02:43	入ってるように、
0:02:46	適正化とか、
0:02:49	誤記修正と。
0:02:51	よろしいでしょうか。
0:02:53	九州電力の大庭です。はい今おっしゃられた 13 条の 21 ページ。
0:02:58	他の分野の主資料の時に、確か過渡変化で事項側で同じ修正をしております、それをどういうふうに記載を適正化しているものでちょっとリストとはすいません関係ないんですけど、このタイミングで、
0:03:14	修正をさせていただいているものの、
0:03:18	規制庁鈴木です。了解しました。
0:03:21	ではよろしければ、
0:03:23	審査チームから提出しています資料 3 の事実確認リストに基づいて、
0:03:30	確認をしていきます。
0:03:38	まず、
0:03:39	前回の、
0:03:41	技術確認の内容の、
0:03:45	確認状況をお伝えしておきます。そういった意味では資料 1 を見ていただい
0:03:52	資料 1。
0:03:54	農地、
0:03:56	中で、本日、追加の確認をするところ。
0:04:02	から、一旦、条文整理等でですね、他の技術分野と合わせて今後確認をしていくので、
0:04:10	とりあえず今のところ保留にしておくようなところを除いて、
0:04:15	本日の時点においては、
0:04:18	資料、確認しましたというところが、
0:04:22	これから番号申し上げます。まず、ナンバー1。
0:04:29	4、
0:04:31	8、
0:04:32	9、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:33	10、
0:04:37	16
0:04:40	2122、23。
0:04:44	これらについては本日申請においてはとりあえず、内容確認済みということで、ただ今後、
0:04:51	改めてまた確認する内容が出てくるかもしれませんが、
0:04:55	今日の事態は一旦、
0:04:58	内容聞き終えたという
0:05:02	では、資料3に戻りまして、
0:05:07	ナンバー20、
0:05:09	4から、
0:05:13	確認していきます。
0:05:15	ナンバー24は、
0:05:17	13条1号、
0:05:19	炉関係で、ナンバー2の続きになります。
0:05:25	No.2は、もともと
0:05:31	13条1号、
0:05:33	口として、どのような破損モード。
0:05:38	について説明しているかというところを、
0:05:43	で、
0:05:45	今日の追加で確認するところは、
0:05:49	事実確認リストの中では1月20日付、燃料体熱機械設計関連資料1-1と書いてありますけれども、
0:05:59	これは1月30日審査会合資料2-4-2、15条別添1、別紙2、
0:06:07	通しページと52ページで4差し替えられていますので、そちらで読みかえます。
0:06:16	内容は変わってないと思う
0:06:19	ここで聞きしたいのは、
0:06:25	機械的破損、
0:06:27	セキ、
0:06:28	表の中の真ん中設計の観点の、
0:06:32	機械的破損の説明のところ、燃料ペレットの溶融に伴う体積膨張。
0:06:40	反応度投入事象時における急激な出力上昇により生じる。
0:06:46	PCMIいいという説明になっていますけれども、
0:06:51	こちらにつきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:54	旧原子力安全委員会の専門部会報告書、
0:06:58	燃料被覆管は機械的に破損しないこと。
0:07:02	の解釈の明確化について。
0:07:06	言っている内容と認識していますけれども、それでよろしいでしょうか。
0:07:17	九州電力穴井です。25日、4についてご回答させていただきます。
0:07:23	衛藤。
0:07:26	専門部会報告書燃料被覆管は機械的に破損しないことの解釈の明確化についてのことを示しているのかについてですけれども、こちら記載をさせていただいております燃料ペレットの、
0:07:39	溶融に伴う体積膨張に関しましてはこちらの被覆管は機械的に破損しないことの解釈の明確化について、
0:07:50	を示しているものと整理しております。
0:07:52	衛藤もう一方のですね江藤PCMI
0:07:57	急激な出力上昇により生じるペレットのPCMIについては、こちらは別の指針の方を参照しているものと整理しております。
0:08:10	季節をスズキです。
0:08:13	藤。
0:08:15	燃料ペレットの溶融に伴う体積膨張。
0:08:21	ていうところは、
0:08:28	これ自体、
0:08:29	のメカニズムとして機械的破損に繋がると言っている。
0:08:35	ものを、
0:08:36	は、
0:08:43	私の理解だと。
0:08:48	それによって、
0:08:50	ペレットが体積膨張を、
0:08:53	して、PCMI。
0:08:55	に至ると理解していたんですけれども、
0:08:59	そうではないということ。
0:09:04	九州電力大八木でございます。事象としましてはペレットは溶融した上で被覆管と接触をしましてとびPCMIってところなんですけれども溶融後の接触というところを、
0:09:19	厳密にPCMIというかどうかというところはちょっと整理があるんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	実態としましては、そこでPCMI接触をしまして、被覆管の方が破損するという認識であるかと、江藤考えております。
0:09:35	規制庁鈴木です。正確に言うと、
0:09:41	ペレット、
0:09:42	PCMIに生ずる。
0:09:46	PCMIにより生ずる呉被覆管の下ひずみは支配的であろう。
0:09:54	これは専門部会報告書の
0:09:57	くだりを行ってますけれども、ペレット熱膨張量と関係づけられるので、
0:10:04	という言い方を、
0:10:06	しているところで、
0:10:09	これ、
0:10:11	は結局PCMIという判断に至っていると。
0:10:18	そこは、
0:10:20	同じ認識なのかそれとも、もうちょっと違う、何かこう考察がある。
0:10:28	九州電力大八木です。そちらの方は同じ認識でございます。
0:10:32	規制庁都築です。理解しました。で、もう一つの反応度投入事象時における急激な出力上昇により、
0:10:40	生じるPCMIっていうのはもうこれ本当に純粹に、ペレットが、
0:10:48	ペレットの
0:10:50	口径がぼ大きくなって、それでPCMIに至る。
0:10:55	ていう、そういうこと。
0:10:57	九州電力大八木でございます。はいご認識の通りかと、こちらも整理しております。
0:11:03	規制庁スズキです。後者については、
0:11:07	当専門部会報告書と関係ない。
0:11:11	メカニズムとして、リア指針の方だというふうに言われて、
0:11:16	もう、
0:11:22	ちょっと先、
0:11:26	ナンバー25。
0:11:29	てしまいますけれども、
0:11:32	リニア指針の、
0:11:34	判定基準と言っているものが、
0:12:01	事実確認リストに書いてありますけど解説の2ポツの両括弧1に、
0:12:21	失礼しました。
0:12:34	解説の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	ローマ数字 3 ポツ判断基準の中の、
0:12:41	2 ポツ、
0:12:42	の、
0:12:46	両括弧。
0:12:56	あ、すいません、両括弧 1 ですね。
0:13:00	両括弧 1、
0:13:01	その下の方から書いてあるところ。
0:13:06	これを、
0:13:07	と判定基準と、
0:13:12	と。
0:13:13	判定基準は、
0:13:16	いや指針の第 2 図、
0:13:19	だと思えますけれども、
0:13:21	横軸が燃料棒の内外厚さ、
0:13:24	縦軸は燃料エンタルピ。
0:13:28	ということで、
0:13:32	内外やつ。
0:13:35	内圧が外圧より 6 キロ。
0:13:38	は閉平方センチを上回ると。
0:13:43	破裂形となって、
0:13:51	そうじゃなくってそれを下回っていると。
0:14:02	燃料エンタルピによるよう曜日。
0:14:05	メーカー。
0:14:07	税制方で 8000 度破損生じているというふうに説明をしていって、
0:14:16	それは、
0:14:20	ここの中で具体的に、
0:14:23	PCMIだというふうに、
0:14:26	言っている部分というのは、どこのことを、
0:14:30	指して、
0:14:32	PCMIというふうに整理
0:14:34	されている。
0:14:58	九州電力和気所長お待ちください。
0:15:10	九州電力穴井です。藤医長で確認させていただきたいんですけども、今の
0:15:16	ご質問に関しましてはここで今、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:21	エリア指針の方の解釈、2 ポツの(1)のところで記載のある、記載の皮膚科の溶融及び
0:15:30	是成型
0:15:33	となるという記載においてはこちらはPCMIではないので
0:15:40	PCイマイと言っている根拠を示してくださいという。
0:15:43	イトウでよろしかったでしょうか。
0:15:45	はい規制庁する先ほどの
0:15:49	1月30日審査会合資料2-4-2の通し50。
0:15:59	2ページの、
0:16:00	ところの機械的破損のところ、
0:16:04	反応度投入事象時における急激な出力上昇により生じる
0:16:08	PCMIによる破損を考慮すると言っているところがあり指針。
0:16:12	の解釈だというふうに言われましたので、そうすると、
0:16:16	いや指針の第2図、
0:16:19	の判定基準を適用しているところについて、
0:16:22	説明をしたというふうに私は理解しましてただその第2図の解説によると、
0:16:29	PCMIという言葉が特段出てこない。
0:16:32	かな。
0:16:34	第2図の中でPCMIと。
0:16:37	を判定するところがちょっとよくわからないという、
0:17:28	九州電力大八木です。少々お待ちください。
0:17:34	規制庁する、今日の時点で明確にできないければ、改めて、
0:17:39	サイトウ
0:17:41	今日ちょっと時間がお聞きをしているので、
0:17:44	一つずつ確認するのにちょっと時間がかかるようでしたら、次回にまわりたい。
0:17:50	九州電力大八木でございます。あと正式な回答としましてはまた整理させていただきますと考えておりますけれども、こちらで考えているところでございますとまずDICの方で確かにおっしゃる通り、
0:18:05	ここで明確にPCMIというところで読めない、これをもう一度整理させていただきます。一方ですれ減少進んだ燃料、
0:18:15	発電用原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の取り扱いについて等への報告書。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:22	になりますけれどもこちらの方にはですね明確にですね、PCMI等なので、あとは盗取投入事象により急激にリベートが膨張した際の、
0:18:32	ペットというかの反応度。
0:18:35	APの班、接触による破損を起こさないことをこちらの方で示しておりますので、他の投入事象の中にPCMIが含まれていると。
0:18:45	いうふうに整理は発生できているかと考えております。
0:19:03	西尾規制庁数です。今、
0:19:05	言われた報告書。
0:19:09	該当箇所は、
0:19:15	3 ポツ、検討結果の中の、
0:19:19	3 ポツ 1 の、
0:19:22	一番最後のあたりのところで、
0:19:26	安全審査にあたってはってということで、リア指針の判断基準、両括弧 1、
0:19:37	これが規定すると言っている。
0:19:42	ところの説明を、
0:19:46	読んできたと思う。
0:19:48	理解したんで、
0:19:55	九州電力is申し訳ございませんもう一度該当箇所をいただけますでしょうか。
0:20:02	燃焼が進んだ値の取り扱いについての専門部会報告書の中の、
0:20:10	3 ポツ、
0:20:12	検討結果の
0:20:14	3 ポツ 1 燃焼進んだ燃料の破損資金について、
0:20:19	これの一番最後の方ですね、3.3 ポツ 2 の、
0:20:23	二つ。
0:20:25	三つセンテンス上のところ。
0:20:30	安全審査にあたってはとか、
0:20:34	ところ。
0:20:36	ですけども、
0:20:38	ここかなと思う。
0:20:43	九州電力大八木でございます。
0:20:45	はいご認識の通りで間違いかと考えております。
0:20:49	規制庁鈴木です。そうするとここ、
0:20:52	もう説明読んでると、燃料棒内外圧差に依存した。
0:20:59	最大燃料エンタルピーで規定するは、破損燃料破損、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	ここは先ほどの、
0:21:06	いやCCの第 1 図のことを表していると思う。
0:21:09	もう、
0:21:11	ここで言うPCMI上、燃料エンタルピの増分で規定する燃料破損をともに検討することとする。
0:21:19	言っていて結局その
0:21:23	ともに検討するって言ってるの
0:21:27	第 2 の第 1 図。
0:21:29	メディア主旨の第 1 図は残っていて、
0:21:32	プラスして、
0:21:34	PCMIも見よ。
0:21:38	言っているのかなと理解してるんですけども。
0:21:42	私の、
0:21:43	理解は、
0:21:46	正確じゃないでしょうか。
0:21:48	ちなみにあの、
0:22:33	規制庁スズキです。
0:22:35	藤。
0:22:37	ちなみに、
0:22:39	申請書本文 15 の、
0:22:42	52 ページの、
0:22:47	あ、ごめんなさいちょっと
0:23:12	申請書、本文中後 35 ページから 36 ページにかけて、
0:23:20	先ほどの、
0:23:21	り足シノだい。
0:23:23	位置図、
0:23:27	の判定を行った後に、
0:23:30	燃焼の進んだ値の取り扱いについて、
0:23:37	ピークスカ。
0:23:39	分、遠慮エンタルピ増分の最大値、
0:23:42	これが先ほど燃焼進んだ燃料。
0:23:45	の取り扱いについてのPCMIの破損判定をさらにしているというふうに理解
0:23:54	をこちらの方は、明、
0:23:56	報告書の通りだと思う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:58	けど、
0:23:59	その前の 35 ページの C ポツの最初のところに書いてあるところは、
0:24:04	まさにぴあ CC の第 1 そのもので判定をしていると。
0:24:08	そして、
0:24:09	いるんですけれど
0:24:14	そう、そういった観点でいうと、両方、
0:24:18	見ているので、まず第 1 図の方の話では、
0:24:23	を説明してるのではなくって先ほどの、
0:24:27	1 月 30 日審査会合資料 2-4-2 の通し 52 ページのところで行っている。
0:24:33	反応度投入事象時における急激な出力上昇により生じる PCMI っていうところは、
0:24:40	今、
0:24:41	追加で見るところの話をしたと。
0:24:44	そういう、
0:24:45	ことでよろしいでしょうか。
0:24:50	九州電力穴井でございます。ただいまの記載に関しましてはご認識の通りかと考えております。
0:24:59	規制庁鈴木です。そういった意味では、
0:25:02	資料 3、事実確認リスト No.24 に戻りますけど、
0:25:07	お聞きした、機械的に破損しないことの、
0:25:11	会社のこの明確化これの、
0:25:14	高燃焼度燃料に対する適用について、
0:25:18	有効ですかってところは、今言った燃焼進んだところの報告書を、
0:25:22	参照し、追加で参照しに行っているので、
0:25:26	別の内容として、
0:25:27	評価をするように、
0:25:30	していると。
0:25:32	そういうことですね。
0:25:36	藤生 24 に菅先田山の確認に関しましては機械的に破損しないことに関しましては高燃焼燃料については、おっしゃる通り、別でこちらの方へ燃焼の進んだ。
0:25:49	燃料の審査報告書についてを参照しに行っていると、ベースで参照しているという認識でございます。
0:26:33	はい。規制庁鈴木です。まず、ナンバー 24 は、状況は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	理解しました。で、
0:26:41	No.20、
0:26:42	後にまた戻りますけれども、
0:26:45	ナカ 25 で聞きたかったのは、第 1 図
0:26:49	の適応の判定についてちょ
0:26:52	ず、何を確認しているのかを、
0:26:55	ども、
0:26:56	先ほどの申請書の 35 ページで、
0:27:02	いや指針の第 1 図で示しているナカノ。
0:27:10	いや指針の表記でいうと、170 からリファーグラムいう大津あたり、
0:27:15	これの判定基準を下回ってるかどうか話を、
0:27:20	しています。で、
0:27:22	170 カロリーの判定は、
0:27:26	先ほどの解説に、
0:27:29	あったように、
0:27:34	燃料エンタルピにより、溶融及び脆性型の燃料破損を、
0:27:40	生じるような、
0:27:42	実験結果に基づい
0:27:44	いう話を、
0:27:46	してまして、ということは、今、評価している。
0:27:52	状況解析結果、或いは、
0:27:54	解析前の、
0:27:57	状態、燃料後の状態からすると、
0:28:01	この
0:28:02	燃料棒の内、
0:28:03	外圧性、
0:28:05	6kgか平方センチ以下。
0:28:09	のところ。
0:28:10	の現象を扱って判定をしているという、
0:28:15	理解になるんですけれども、
0:28:18	裁判。
0:28:19	本当にそこを見ているの。
0:28:22	70 カロリー。
0:28:23	グラムいう大月ってのは、
0:28:26	代表的な表現する言葉として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:30	一番高いと。
0:28:31	下回って、
0:28:34	こちら、
0:28:35	実態はどちらなのでしょう。
0:28:42	九州電力金井でございます。当評価に関しましてはこちらの 6kg%5 メーター5 センチメートル以下の事象として判定をしておるというふうに考えております。
0:28:57	そしてちょスズキです。
0:29:01	そこについて、
0:29:04	補足説明資料の方で、その辺がわかるページであります。
0:29:17	まずもって申請書そのもので、ここ、
0:29:20	の領域は、破損モードで見ている。
0:29:23	内容の解析になってるってところは、
0:29:26	直接的には見れないかな。
0:29:54	九州電力の織田ですけど補足説明資料としては内外圧差のは県をちょっと読めるところはないんですが、
0:30:06	その内外圧差については初期の封入暑うでの実験結果を参照して、
0:30:14	拾う。
0:30:16	プログラムパー平方センチ名と
0:30:18	が、
0:30:20	閾値ということでちょっと確認をされている。
0:30:23	ものになりますので、解析中の、内外圧差という話ではなく、燃料を作る段階でのフナツがそれよりも、
0:30:32	低いところもありましてその 179 カロリー、
0:30:37	見てるといものになり、
0:30:42	規制庁スズキです。
0:30:45	まず燃料棒内外圧差、6kg平方センチ、
0:30:51	以下のところ、
0:30:54	ということ。
0:30:55	特定の破損モードについては、燃料エンタルピにより、溶融、脆性型、
0:31:03	燃料破損を生じていると言って、
0:31:07	溶融と言ってる部分が被覆管の、
0:31:12	溶融モードの破損のことを言って、
0:31:15	いるのであれば、燃料ペレットから、
0:31:20	事象が反応度が投入された時の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:23	追加的なガスのホース。
0:31:26	だとか、そういうのがほとんど。
0:31:29	生じていなく、
0:31:31	ということでもって、
0:31:34	事象が生じる前の通常運転中、
0:31:38	運転中ですね、の条件から内外差がほとんど変わらないんだっていう、
0:31:45	説明であれば、
0:31:47	何となく理解できる。
0:31:48	けども、ただ、実際のところ封入してるガス、
0:31:52	そのものは、これだけの早い、
0:31:56	熱の発生からすると、
0:31:59	被覆管のギャップの熱伝達だとか、出荷の熱伝熱抵抗、
0:32:06	はあ。
0:32:07	考えると、
0:32:09	DTSに差があって、
0:32:12	かなり
0:32:13	ギャップガスの、熱膨張するのは断熱膨張に近い形
0:32:17	かな。
0:32:19	ふうに思うんですけど。
0:32:21	にも、やはり、
0:32:23	燃料被覆管の内外圧差は小さいままだっていうふうに、
0:32:27	評価しているのかどうか。
0:32:29	の辺が、実際の評価モデルの中でそこを評価して、しながらやっているのか。
0:32:36	それともそこはもう、
0:32:37	ありきの条件でどこで判定するというふうに決め打ちして、
0:32:41	やっているのかちょっとその辺わからないんですけども、結局見ているところの破損モードどこを見ているのかっていうところを、
0:32:49	確認したいと。
0:32:52	なので、評価そのものかそれとも決め打ちなのか決めちゃったら何か論理的な説明がある
0:32:59	先ほど、
0:33:00	説明されたような通り、
0:33:02	かな。
0:33:03	ウタダ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:13	九州電力の李でございます。今指針の方で示した図ってところは先ほど和田の方からもご説明させていただいた通り初期圧力というところで整理をしております。
0:33:26	実際の評価についてどうしたどういった条件のもとでやっているかというところは、一度整理させていただいて別途、
0:33:34	ご回答させていただきたいと考え、考えております。
0:33:38	岸町スズキです。
0:33:41	今のところ使い方としては、書記。
0:33:45	書記のツツミ反応度が入る前の、
0:33:49	燃料棒の内外やすさ、
0:33:51	このグラフを読み取るっていう、
0:33:54	そういう使い方だっていう
0:33:58	自身で読みきれてないんですけど必死にそういう記載がある。
0:34:05	九州電力の織田です。指針で参照している。
0:34:10	文章がございまして、NSRRの実験の
0:34:15	初期のやつを確認した次のやつでその閾値を確認した文章がありますし、文献で言いますと、
0:34:24	取り指針側ですね、の(8)の
0:34:28	参考文献になり、
0:34:32	英語の、
0:34:34	文章にはなるんですか。
0:34:42	三社参照本部解説の中で添付1がございましてその中で、
0:34:52	うちのローマ。
0:34:54	ローマ数字Ⅱの燃料破損の、
0:34:57	燃料被覆の破損閾値についてというところの両括弧2のところ、
0:35:03	(8)が参照されておりました、
0:35:07	SA、NSRRのアノ実験の関連するレポートになってる。
0:35:12	その中で初期封入、
0:35:15	圧力、
0:35:16	この閾値を確認をしているというところは内容としては、
0:35:21	入っている。
0:35:22	以上です。
0:35:37	ちょっと数字ちょっと追いつけなかったんで、添付1の、
0:35:43	どこだって言いました。
0:35:45	九州電力のオダです添付1の、ローマ数字2、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:51	ローマ数字の
0:35:53	大文字の日数、燃料破損、燃料被覆の破損閾値について、
0:36:01	両括弧、アラビア数字に、
0:36:05	燃料書記稲井谷津の燃料被覆破損閾値及び破損機構に及ぼす影響、
0:36:14	という項目のところに(8)とついて、
0:36:20	アクセススズキです場所は理解したのでちょっとこれまた、
0:36:23	内容確認してみますで、
0:36:27	現状の初期条件として、
0:36:31	エンタルピーが入る前の燃料棒内外圧者としては、
0:36:36	6kgパー平方センチを、
0:36:39	以下の、
0:36:41	状態で、
0:36:42	解析
0:36:44	決めて、
0:36:45	ということで、
0:36:49	そうですね海水期といいますか燃料の実態に合わせて、それ以下の圧力、内圧、普通に圧力
0:36:59	で、
0:37:00	きますんで、その判定基準としては、
0:37:02	170 カロリー
0:37:14	規制庁スズエと0。
0:37:16	の条件っていうのを、
0:37:20	補足説明資料 13 条のその解析の条件設定の考え方みたいな。
0:37:27	ところで、記載はされてない。
0:37:32	九州電力の織田です。ちょっと内外圧差のところ設定で 107 かぶりを見てるというところまでは、書ききれてないかと思い
0:37:43	成長スズキちょっとその辺を、
0:37:46	追求をしていただけると明確に、
0:37:49	李解析を理解できるか。
0:37:52	よろしいでしょうか。
0:37:53	ちょっと場所はお願いしたいんです。
0:37:55	はい。九州電力の織田です。はい了解しました 13 条関係の補足で、ちょっと適切な場所に記載させていただこうと思います。
0:38:11	成長。
0:38:12	オオキです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:13	では、No.2425 は、ここまでにしめて、
0:38:18	ナンバー26 に移ります。これも、ナンバー2 の続きになりますけれども、
0:38:26	これは 13 条 1 号の
0:38:29	判定基準すべてに関わる内容ですけれども、
0:38:39	まず、
0:38:40	本文 10 号のイの、
0:38:44	両括弧 1、ポツ、炉心内の反応度又する部分の異常な変化。
0:38:51	というくり、それからbポツの炉心内の熱発生または熱除去の異常な変化、及び、
0:38:58	という区立レガシーぽつの原子炉冷却材圧力または、
0:39:04	原子炉冷却材保有の異常な変化ということでここで、添各事象、
0:39:10	に対して、
0:39:13	どのイロハニのどの基準に対して、
0:39:18	判定を行って、
0:39:20	いるのかというところ。
0:39:22	ですけど、なんですけれども、
0:39:27	評価結果としてチャンピオンが本文 15 の、いいの。
0:39:31	両括弧 3 のAぽつからDぽつに示されていますけれども、
0:39:44	どの事象を、
0:39:47	チャンピオンとしているのかっていうのを確認する。
0:39:51	時に、
0:39:52	申請書の添 10 の記載箇所を、
0:39:56	読んでいってもですね、よくわからない。
0:39:58	なぜかって言いますと、
0:40:01	例えばって書いてある。
0:40:03	もう、
0:40:06	最小DNBRの判断。
0:40:09	について、
0:40:11	今回ポツの炉心内の反応度または、
0:40:15	中区分と異常の変化の想定事象の中から、出力運転中の制御棒の異常な引き続き、
0:40:23	これが最初DNBRが最も厳しくなるチャンピオンの事象だっというふう に書いて、
0:40:29	思う。
0:40:32	同じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:34	くくりの中のテンジウの、例えば原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き、
0:40:42	ていこのを見に行ったとしても、そこの記載では、
0:40:47	最初DNBRに関する判定って書いて、
0:40:55	他の判定基準の話が書いてなくて、
0:40:59	結局最初DNBR。
0:41:02	ていこのが、
0:41:03	どれでチャンピオンになってるかっていこのを確認しようとしてもですね、添付書類 10、
0:41:09	を見ていったとしても、
0:41:11	それはよくわからない。
0:41:14	これ、
0:41:15	についてまず、
0:41:18	括りとして、
0:41:20	ホーム 15eの両括弧 1、ローマ数字、両括弧 1 の、
0:41:25	ポツbポツcポツ、
0:41:28	それぞれで想定してる各事象に対して、判定基準である 1031 号のイロハにどれをコウ判定に使う
0:41:40	明確にもう、
0:41:42	この判定は見なくてもいい事象であるということ。
0:41:47	明確で、
0:41:49	削るのか。
0:41:52	そこは明確でないものに対しては一通りイロハニを全部、
0:41:57	見ていくのかなと。
0:41:59	私は理解し、
0:42:00	けど、
0:42:02	添付 10 の書き方は、
0:42:04	やっぱりそれぞれ事象ごとに見ているものがバラバラになっていて、
0:42:08	そこはよくわからないので、
0:42:10	これはどう、どういうふうに、
0:42:12	まず、添付 10 の、
0:42:15	判定基準選別している。
0:42:18	それから最後チャンピオン
0:42:20	はテンジウだけで見れるのか。
0:42:23	その辺を説明をしてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:27	九州電力の小田です。ナンバー26のご回答につきましてですけど、ちょっと補足をご確認いただきながら、
0:42:36	いいかと思しますので、審査会合1月30日審査会合資料の資料2-4-1の通しページで121ページを、
0:42:46	ご確認をお願いいたします。
0:42:57	その121ページに、
0:43:01	運転時の異常な過渡変化のすべての事象のすべての解析結果を取りまとめたような表になっておりまして、
0:43:08	まず最初の分類AからCのどれで、判定基準四つある部分を評価しているか。
0:43:16	というところにつきましてはこれAからCそれぞれ関係なく、過渡変化の中で一番厳しい事象を、本文15の(3)をツカベポツに、
0:43:29	記載しているものになる
0:43:31	こちらの今の補足ご確認いただいて補足の中で、バーとなっている事象は、テンジウにも、解析結果を書いてごさいませんし、解析自体もデータがないもの、
0:43:44	ないものでして何かと言いますとこの表の
0:43:48	表の欄外が一番下のところに、安全評価支援にて判断基準の適用対象となっていない項目。
0:43:56	というところでこれ、
0:43:58	安全評価指針では時判断基準になっているものについては、該当する事象については、
0:44:05	評価をしているもので、テンジウにも記載をしてございます。
0:44:09	具体的に申しますと、指針の付録1の2ポツ、
0:44:16	2、安定時の異常な過渡変化の
0:44:18	解析、各解析事象の判断基準適用方法が示されておりまして、
0:44:24	その各事象でどの判断基準を見なさいということが要求されておりますので、それをもとに、
0:44:30	必要な評価結果。
0:44:33	をアノ.10添付書類10まで記載しているというものに、
0:44:37	数名は以上になる。
0:44:42	はい、規制庁崇喜です。まず、
0:44:45	添付書類自由の判定基準、何を使っているかっていうところは、
0:44:52	安全評価出身従っているというところは理解しましたんでそこは、
0:44:56	改めてこちらの書類確認

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:59	ます。
0:45:00	そうすると、
0:45:03	ナンバー26の直接的な答えとしては、
0:45:07	添付書類10に書いてある中で、例えば最初DNBRは書いてある。
0:45:12	辞書をピックアップしてきて、その最初DNBR最小値がどの事象かっ ていうのでチャンピオン
0:45:22	例えば最初っていうDNBRですけど、
0:45:24	というふうな見方をすれば、本文、
0:45:28	15の、
0:45:29	結論としての両括弧3のところ、AからD、
0:45:33	ところは、もう明白であると。
0:45:35	そういうことで、
0:45:37	九州電力の織田です。ご認識の通りです。
0:45:41	規制庁鈴木です。理解しましたので、26については、
0:45:45	こちらの方で書類、
0:45:47	防災各
0:45:48	したい。
0:45:49	では続けて、
0:45:51	ナンバー27ですけれども、
0:45:55	12月26日審査会合資料1-2。
0:46:00	9ページと書いてありますが、これは1月30日審査会合資料2-2。
0:46:06	-9ページに、
0:46:08	読みかえますって、
0:46:11	ここで、最初DNBRのチャンピオンが変わった理由を、
0:46:16	以前説明していただいて、
0:46:18	原子炉冷却系の停止ループの、
0:46:24	誤起動事象の
0:46:26	原子炉、
0:46:28	初期出力を、
0:46:30	変更したので、最初DNBRのチャンピオン事象が変わりましたというふ うな、
0:46:37	説明がありましたけれども、この初期原子炉出力70%と、
0:46:43	していたのを35%に変えた理由は、わかったんですけども、
0:46:49	もともと何で70%にしていたのか。
0:46:54	その考え方を何かこう変えたっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:59	九州電力の織田です。許可の条件 70%を初期出力にしてございますが、
0:47:05	こちらの過去のプラントの設計時ですねプラントのスペックとして、グループ中スリーループ運転してる状態であれば 70%の
0:47:16	炉心流量の出力が出せますので、設計段階はそれを踏まえた条件設定にしていた。
0:47:23	というものになります但实际上、
0:47:28	ご理解いただける内容かと思いますがPEは小さいパーミッシブ。
0:47:32	で、実査の条件としては制限されますので、近年の申請等においては、
0:47:41	感度解析やり直す際であったり、新設のプラントウとかも
0:47:45	そういう、
0:47:47	現実的な、実際の条件に合わせたものに変えて、
0:47:50	るものになります。以上です。
0:47:57	規制庁鈴木です。
0:48:00	インターロックがかかっているので、実際 70 まででは出せない。
0:48:04	けど、
0:48:05	言い方悪いですけど、
0:48:07	インターロック切っていれば、70 まで出しても問題ないことを、
0:48:11	許可において、もうすでに確認済みであった。
0:48:15	で、そこについては、実態の運転、
0:48:18	の制限であるインターロック。
0:48:21	を、
0:48:22	開けて、
0:48:24	このP8 のところで、
0:48:29	現実的に見直しましたと。
0:48:33	そういうふうに理解したんです。
0:48:36	越冬
0:48:38	見直す理由がちょっとよくわからん。
0:48:41	なぜ現実的に、最ももともと厳しい条件で、
0:48:46	OKだった。
0:48:48	問題なしというふうに確認されていた。
0:48:52	ところを、
0:48:53	なぜこの高燃焼度のタイミングで、
0:48:57	直すのか。
0:49:00	それが今回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:03	最初DNBRの評価手法のところ、評価方法を変えて、
0:49:08	いるので、改めてその70%で大丈夫、ちゃんとならないか。
0:49:15	確認をしてるかどうかわからないんですけども、
0:49:19	やり方としては別に、
0:49:21	それで、
0:49:23	大丈夫だよっていうことを、
0:49:26	確認するやり方も、
0:49:28	あると思うんですけどそこはあえて、
0:49:30	実際の運転状況に合わせ、
0:49:32	たっというのは、
0:49:34	何か、
0:49:35	理由がある。
0:49:37	独断で言わなくて単純に、
0:49:40	条件の間設定の考え方を見直しタケダ、
0:49:47	九州電力の織田です。まず高燃焼度燃料だからってわけではなくて 最後におっしゃっていただいた実際の条件に合わせただけですということには、
0:49:59	なるんですけど、
0:50:03	そうですねはい。
0:50:07	その考え方を変更。
0:50:12	しなくても、
0:50:16	それを、
0:50:16	踏襲するやり方もあると。
0:50:19	けれども、
0:50:21	そこはあえて踏襲しなかったのか、いろいろ検討して、
0:50:28	衛藤。
0:50:29	ここでチャンピオンにする必要はないだろうみたいな。
0:50:33	ことで、
0:50:36	変更したのか、一方で今回の
0:50:39	最終DNBRのチャンピオンである出力運転中の制御棒の異常な、
0:50:45	引き抜き、これが今回チャンピオンになって、
0:50:51	それも同じような、
0:50:54	運転上、
0:50:57	等でもインターロックがかかっている。
0:51:00	制限されるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:01	っていうのは同じようにやっぱり、
0:51:03	取り込んで、
0:51:05	あるかどうかわかんない。
0:51:07	取り込んでいっておんなじステージで評価してみるとチャンピオンがど れかって明確にした方が、
0:51:12	それはわかりやすいつてわかりやすいと。
0:51:15	そういうことを考えて、
0:51:17	この
0:51:19	原子炉冷却系の停止ループの誤起動事象、
0:51:23	に対する評価条件を見直すべきと考えた。
0:51:27	この辺、もう少し、
0:51:29	説明できる
0:51:33	九州電力の織田です。まず、実情としましては
0:51:41	当社の仙台出野 5 号導入時等も評価をやり直した際に、適切に状況、 条件を
0:51:47	変えていっているというものでしてちょっと 5 号でこの条件を変えずに、
0:51:53	やった結果というのは、持ち合わせなくて、
0:51:59	出力時の引き抜き、何。
0:52:03	この
0:52:05	フェイスループの誤起動については特に、
0:52:07	実際に実際、実情、
0:52:11	と比較すると、かなり保守的な条件になっていたというところもありまし て、
0:52:17	解析については適正かというか、実情に朝条件に見直しているというも ので、
0:52:27	規制庁柘植その辺のですね、ちょっと他の事象との横並びという観点 で、
0:52:34	原子炉冷却系の停止ループの誤起動の、
0:52:38	初期出力の条件が、
0:52:41	もともと 70%だったってのはこう突出してたんだっていうような、
0:52:46	ところがわかるような説明資料っていうのを追加してもらいたいんです。
0:52:53	九州電力の織田です。了解しました。他の出力時の引き抜きとかそこら 辺が、
0:53:01	実は保守的な

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:03	パーミッシブのようなのがああるけど、そこは考慮してないとかそういうのが、ああるかないかとか、そういうところも含めて、
0:53:10	ちょっと確認させていただいて、
0:53:14	この
0:53:15	原子力の誤起動の条件
0:53:19	の説明はい。
0:53:20	追加させていただこうと。
0:53:23	はい規制序数です。まずどの資料に入れるかどうかは別として、
0:53:27	一旦ちょっとまとめていただいて、確認をしたいと思い
0:53:32	では続けて、
0:53:33	ナンバー20、
0:53:35	8と29なんですけれども、読んでいただいた通り、
0:53:40	資料館の整合がとれてないので、そこと整合を図ってくださいということで、内容については、見て
0:53:46	今日あまり時間がないので、
0:53:48	そこは急ぎます。
0:53:51	では、
0:53:53	ナンバー30 呉に移りたいと。
0:54:07	ナンバー30 呉はですね燃料ペレット。
0:54:12	すいません 13 条 1 号は、関連で、No.6 の続きになります。
0:54:26	No.6 については、
0:54:30	燃焼の進んだ燃料の取り扱いについてを参照してですね。
0:54:35	最大エンタルピーの
0:54:39	判定値、燃焼に応じて、
0:54:43	変えていくというところが説明されていて、
0:54:48	その
0:54:50	内容自体ではなくって、記載箇所について、
0:54:54	確認をしたいところです。で、実際に記載されているところが、
0:55:01	申請書添付書類 10 の、
0:55:11	具体的なページで言うと、10 の(4)の
0:55:15	2-1 ページから 2-2 ページ。
0:55:19	です。
0:55:20	で、
0:55:22	ここに書いてある。
0:55:23	内容っていうのも、もともとこれ記載されてなくて、追加され

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:31	ここの内容っていうのは、
0:55:33	過渡変化の原因及び説明をしているところで、
0:55:39	この項目っていうのは他の事象でも、
0:55:43	おんなじように、
0:55:45	あるんですね。で、具体的に言うと、
0:55:51	重量括弧 4 の 2-6 ページ。
0:55:57	ちょっと直接書いて
0:56:07	10、10 の両括弧 4-2 の 8 ページ。
0:56:14	の北川 2.2. 3 制御棒の落下及び、
0:56:19	井清はこれ、反応度。
0:56:22	エンタルピーの判定、適用するところだと。
0:56:25	だかどうかちょっと、
0:56:27	確認したいんですけども、ここでもう同じように、
0:56:31	両括弧 1 過渡変化の元曜日説明っていうのが、
0:56:35	あって、もし、
0:56:36	その判定。
0:56:40	基準を、
0:56:41	計算した結果を、
0:56:43	載せるのであればここが、
0:56:46	最大エンタルピーを適用するところであれば、やはりここにも同じように記載をしていかないと、その判定基準使ってますところが、
0:56:55	読んでいけないと思う。
0:56:58	で、ここに、
0:57:00	本当に書くべき問題かな。
0:57:03	全体として、この判定基準を使いますって話を、
0:57:09	何か別ここに、ここ以外のところに書いたほうがわかりやすいんじゃないかなと思う。
0:57:14	なぜわざわざここで書いて、
0:57:17	他をリファーしてるようには見えないので、
0:57:20	他の事象では見てないように、
0:57:23	読めるんですけど、まずそこを説明をお願いします
0:57:29	九州電力のババオダですまず先ほどちょっと補足でご参照いただいた補審査会合資料の 121 ページに燃料エンタルピーの結果が記載してございまして、
0:57:42	結果指針のどれで見るかという件なんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:47	過渡変化で見るのが、
0:57:49	起動時の、
0:57:50	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き、
0:57:54	こちらだけになっております。
0:57:56	で、
0:57:57	申請者のアノタテとか
0:57:59	記載についてで、
0:58:01	添付書類、
0:58:03	申請書添付書類 10 の
0:58:06	(4)の 1-2 ページ。
0:58:11	2、判断基準、1 ポツ 1 ポツ 1 ポツ 3。
0:58:19	記載させていただいて、下の三行ですね、上記の判断基準に対して想定した運転時の異常な過渡変化ごとにさらに具体的な基準を用いる場合には、各事象の説明の中でその具体的な
0:58:29	基準を記述。
0:58:31	するという。
0:58:32	ところ書いてございまして、
0:58:34	結局このエンタルピー関係は、起動時の引き抜きだけになりますので、
0:58:40	この引き抜きの事象の説明の中で記載をさせていただいているというものになり、
0:58:48	規制庁スズキです。なるほど。
0:58:51	とすると、
0:58:53	同じような具体的な基準を用いるだけやっぱり各事象の、さっき言った両括弧 1 のところで、
0:59:00	この基準使えますってのをそれぞれ書いている、その事象の中の記載で閉じて、
0:59:07	確認ができるようになっているとそう理解している。
0:59:11	九州電力の織田です。はいそのご認識で大丈夫です。規制庁都築です。説明内容を理解したので改めて、そういった観点で、申請書の確認をしていきたいと。
0:59:23	では続けて、
0:59:35	ナンバー31。
0:59:38	15 条関係になりますんですけど、
0:59:45	今後の対応を、
0:59:47	さっき

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:52	九州電力から説明をお願い
1:02:19	九州電力穴井です。こういったものについてご説明させていただきます。まずナンバー25 に関しましてはご指摘ありました通り、長橋寒河江 6kg%5 メートル。
1:02:31	以下の状態で判断基準を決めていることを補足説明資料 13 条に追記するということに対応させていただきたいと思っております。事実確認 RIS等の 25 についてですけれども 1 アノ、
1:02:45	本日の
1:02:49	話の中であまり説明できてない、実証、ご質問の何かあるかなと考えておまして、まず、モードについて説明すること、また、
1:03:01	破壊メカニズムについても説明することで、最後の 2 行ですけどまた以下のところですね
1:03:08	機械的破損が生じないよう、破損種別を記載しない理由を説明することについてと具体的に言うと、本日については、本日お話ができているのかなと考えております。
1:03:21	この 2425 に関しまして、ご確認をしたいという事項に関しましては
1:03:29	まず、
1:03:30	事象と、指針であったり報告書がどこを参照して、それを判定しているのかというところ。
1:03:39	どういった破壊メカニズムなのかっていうのがわかる資料を別途、作成してご説明した方がよろしいでしょうか。
1:03:48	成長スズキですベットを作成する必要はなくて、
1:03:52	1 月 3 日審査会合資料 2-4-2 の通し 52 ページ。
1:03:58	これをブラッシュアップしていただければ、
1:04:02	いいかと思う。
1:04:12	ここの設計の観点の枠の中で、
1:04:17	熱的破損と機械的破損の説明をしますけど、
1:04:22	ナンバー25 の最後の疑問点は、
1:04:27	審査会合資料 2-4-2 の通し 52 ページのところでは熱的破損に、
1:04:34	分類されている。
1:04:36	内容が本当にそれは熱的なのが機械的じゃないのか。
1:04:40	熱的というのであれば、熱セキであるという破損、破壊メカニズム
1:04:45	を説明し、
1:04:47	そういうことですので、
1:04:49	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:52	とその指針で、
1:04:55	書いてある内容の、
1:04:57	通りであれば私は、
1:04:58	機械的破損の方に、
1:05:00	分類されるんじゃないかなと思う。
1:05:03	そうじゃないってことであればちょっとここの資料ブラッシュアップして、
1:05:06	もらえれば、
1:05:09	九州電力大八木でございます。承知しました。なので、内容としましては破損モードに関しまして機械的熱的というところを再検討しまして、
1:05:19	資料の方をブラッシュアップしていくということで、理解しました。
1:05:24	はい。それでお願いします。ついでにすみせんかい。ホワイトボードに書いといてもらう。
1:05:30	はい。しました。
1:07:02	九州電力大八木でございます。先ほどの件に関しまして等、追加で記載させていただいております破損モード、熱的機械的であるかというところについて再整理して、
1:07:12	1月30日会合資料2-4をブラッシュアップするということで対応させていただきます。
1:07:24	ナンバー27につきましては、
1:07:29	停止ループの誤起動の事象について、70%の初期条件、許可の条件について突出していた。
1:07:35	ものをちょっと整理させた
1:07:39	させて説明をさせていただきます。
1:07:42	ナンバー2829については事実確認その記載の内容についてまたご説明をさせていただきます。以上です。
1:07:52	規制庁鈴木です。
1:07:55	内容いいかと思えますけど規制庁は、皆さんよろしいですかはい。
1:07:58	じゃあ記録して次進みます。
1:08:43	規制庁鈴木です。では続けて、資料3事実確認リストNo31野津
1:08:50	から続けます。これ15条2項関連で、No.7の続きになります。何だ、No.7は、
1:08:59	何かといいますと、15条2項の規制要求そのもので、
1:09:06	炉心が、
1:09:11	まさ
1:09:13	許容損傷限界以下で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:16	あるように、そういう要求ですけどもそこで、
1:09:20	原子炉冷却系統原子炉停止系と反応度制御系統計測制御系統及び安全を回路の機能と、
1:09:27	合わせて機能する。
1:09:29	ということであっていうふうに
1:09:31	この中で具体的に、
1:09:34	期待してるものはどれかという話で、原子炉保護、
1:09:38	回路、
1:09:39	すいません安全保護回路のうち原子炉保護設備、それから原子炉停止系統っていうのは当然ありますねっていう話で、
1:09:49	それ以外に原子炉冷却系統とか反応度制御系統はどうでしょうかってお聞きしたところ、
1:09:56	ハード制御系統については、期待してないところなんですっていう。
1:10:03	あとは原子炉各系統を追加で確認したいというのが、ナンバー、
1:10:08	31 の趣旨で、
1:10:10	原子炉冷却、
1:10:13	系統のうち、加圧器安全弁加圧器逃し弁、これがMSのクラスがありますけれども、
1:10:22	圧力バウンダリの過圧防護機能として、これっていうのは、この事象では、
1:10:30	15 条 2 項では期待して、
1:10:34	いないんでしょうか、それとも期待しているんでしょう。
1:10:41	九州電力の織田です。ここ、香月安全部勝見逃がし弁についてですけど加圧器加圧防止機能として、
1:10:51	期待しているのは、加圧器安全弁のみに、
1:10:54	なります。
1:11:05	規制庁鈴木です。
1:11:06	まず加圧器防止機能についてはMSワンの加圧器安全弁だということ
1:11:12	で理解
1:11:12	逃し弁は期待していないと、それでそれ以外で減 0 で、
1:11:17	他に何か期待してるものってのはもうない。
1:11:53	州電力の織田です。
1:11:56	どう、
1:11:57	ちょっと歩カーに、
1:11:59	他にあるかないかというちょっと、おそらくないかとは思いますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:05	ちょっとそこは再確認させてい。
1:12:07	いただければと思います。以上です。はい。再確認をお願いしてですね。
1:12:13	先ほどNo. 7でも書いたように、基準要求を満たすために、
1:12:19	併せて機能する
1:12:21	何を合わせて機能を期待し、
1:12:25	ところを、
1:12:27	1月3日審査会合資料でいうと2-1の、
1:12:31	この15条2項の、
1:12:33	常務もしくはそれと新野さんの、
1:12:41	申請書の記載箇所、
1:12:43	その資料の整合をとった上で説明を、
1:12:48	改めてしてもらいたい。
1:13:09	九州電力中園でございます。
1:13:12	あと、今、資料2の参加、資料2-1。
1:13:17	ということでしたので、
1:13:20	それは条文整理表もしくは、関連する申請書の記載箇所のところになるんですけど、
1:13:28	これどちらかというより両方というイメージでしょうか。
1:13:32	規制庁するちょっと15条2項は、今回、
1:13:37	申請条文にしていると思っているので、資料2-3の方で、
1:13:43	説明が全部入っていれば、そちらを見ればいいのか。
1:13:48	て思って。
1:13:49	資料2-1の方は、申請情報のところはなんかあんまり、
1:13:54	ガチガチに書いてくださいみたいな言い方はしてない。
1:13:57	と思ってるんですけど、一方で、
1:13:59	九州電力として申請条文じゃないって言うところは、資料2-1の方にしか、
1:14:04	ここを変える変えないってこと。
1:14:07	労使変わる変わらないって読めるところがない。
1:14:10	こちらの方はどちらかと2-1の方しっかり。
1:14:14	これまでも
1:14:15	一貫して、リクエスト
1:14:21	九州電力の風間でございます。
1:14:24	一旦、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:27	先ほど織田から申しましたように一旦確認した上でどうする、に資料 2-3 に記載するのが適切なのかもしくは、
1:14:37	2-1 まで補足した方がいいのかっていうのはちょっと検討したいと思います以上でございます。
1:14:42	はい、規制庁数でお願いします。資料 2-1 の、
1:14:46	方は、最終的に
1:14:49	どう整備するかに
1:14:51	よるので、
1:14:52	その時にあれ、改めて綺麗にするってやり方もあると思う。
1:14:55	ので、
1:14:56	まずは、申請常務であればまず資料 2-1、3 の方がしっかり書いてあれば、抜けはないか。
1:15:03	そういう観点で、
1:15:05	出征せ 5。
1:15:07	ハタって、
1:15:11	九州電力の風間でございます承知いたしました。
1:15:15	市長付続けて、資料 3、事実確認リストNo.32 ですけれども、
1:15:23	こちらは 15 条 6 項 1 号関連、No.11-スズキ
1:15:28	等、もともとNo.11 で、
1:15:32	言っていた学生要求として、異常なタジリ所な過渡変化時に、
1:15:39	おける原子炉内の圧力自重、附加荷重その他燃料タンクあるか、負荷、これについて申請書の記載箇所を
1:15:48	示してくださいというふうな要求をしたんですけど、
1:15:56	一応、改めて確認したんですけど、
1:16:01	直接的にこの原子炉内の圧力自重深く荷重その他の燃料タンクある負荷というところが、
1:16:10	資料 1 の方で示された。
1:16:14	内容では読み取れなかった。
1:16:17	かなあと思うんですけども。
1:16:25	これが、
1:16:38	ちょっと
1:16:41	燃料機械設計の、
1:16:45	コメント回答No.の回答を直接ちょっと今手元にない。
1:16:50	し、申請書のどの部分を回答されたかちょっと、
1:16:53	記憶にないんですけども、そこを見た限りにおいては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:58	今言った、運転時の異常な過渡変化時の、
1:17:02	原子炉内の圧力自重。
1:17:05	荷重その他の燃料タンクある負荷について、
1:17:09	該当箇所はない。
1:17:17	九州電力の松木です。
1:17:18	ご質問につきましては回答資料として、
1:17:25	お示しておりますのが、
1:17:28	と。
1:17:29	先日の審査会合資料、資料 2-4-2 の通しページでいきますと、58 ページ目の、
1:17:37	表形式になってるものでございます。そちらの方に、
1:17:41	申請書関連記載箇所を示しているところになっております。で、
1:17:51	特に異常の過渡変化時の頭話なんですけど、異常な過渡変化時における、
1:17:57	発電用現象内の圧力自重負荷荷重その他のルートに関わる荷重負荷についてということなんですけど、その関連する箇所としましては、
1:18:05	申請書で言いますとページ番号 8 の(4)の 3 の 4 ページ目になります。
1:18:16	藤サンポつに機械設計の、
1:18:19	3 ポツ 2 ポツ 1 燃料の(2)設計方針の中にポツ燃料棒というところの記載がございます。
1:18:27	そこにですね
1:18:30	今、そのページで言うと上から 2 行目に、
1:18:34	燃料寿命中、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、以下の方針を満足するように燃料棒の設計を行う。
1:18:42	設計にあたっては、ペレットの熱膨張性リング及び焼きしまり、核分裂生成ガスの生成及び放出。
1:18:49	被覆管の熱膨張クリープ弾性変形等の現象つ原子炉運転中に生じる諸現象を考慮すると記載ございますので、そこが関連箇所というふうに考えてございます。それでちょっと、
1:19:00	説明途中で申し訳ないんですけどここは、燃料棒の説明をしているので先ほどの、
1:19:06	1 月 30 日審査会合資料 2-4-2 の通しページでいうと 58 ページ。
1:19:13	の内容を説明していると思ってるんですけども、私がお聞きしたいのは、
1:19:19	原子炉内の圧力自重負荷荷重その他の燃料体に加わる荷重負荷、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:26	の部分なので、
1:19:29	外力のこと。
1:19:31	もう言っていて、
1:19:33	燃料棒そのもの、
1:19:36	がどのような条件で、
1:19:40	運転されているかってことを聞いているのではないのではない
1:19:45	燃料棒なり燃料集合体にどういう力が、
1:19:49	加わっているのか。
1:19:52	いうことを聞き、
1:19:55	その話が直接的に書いてあるところ。
1:19:59	だったら、たとえ、例えばですね。
1:20:01	今、
1:20:02	申請書のページでいうと例えば燃料集合体の、
1:20:06	ところであるとか或いは何か全体の説明であるとか、
1:20:10	そういったところで、
1:20:12	何か記載されているようなところは、
1:20:14	見当たらないなあと。
1:20:17	で、
1:20:18	添付書類 8 じゃないところで、
1:20:21	その辺を決めて、
1:20:24	いるのであれば、
1:20:25	他のところで決めている。
1:20:31	或いは添付書類 8 じゃなくって、書類 8 の中でも、
1:20:35	炉心のところじゃなくて例えば元
1:20:40	がちょっとわかんないですよ。
1:20:45	どこに書いてあるかわからないんですけども、
1:20:48	結局、もともとの基準要求は、
1:20:52	燃料法の中、
1:20:55	のがどういう状態にあるかっていうところは、当然、
1:21:00	15 条をコウ、
1:21:01	において、いう形でファインコードで検査
1:21:07	内容の話だ。
1:21:10	で当然、
1:21:11	6 項 1 号についても、
1:21:13	そういった燃料が、閉じ込む機能がちゃんと確保されているかどうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:19	改めて確認するものなんですけれどもその時にその通常運転時は先ほど言った、
1:21:26	ファインコードで、
1:21:27	外側の条件っていうのは、多分定常状態として、
1:21:32	出力運転中だったり定修だったり、
1:21:36	してみてると思うんですけれども、
1:21:40	一定条件としてね、
1:21:42	ただ、今、
1:21:44	6、
1:21:45	15条6項1号として見なきゃいけないは通常運転中だけじゃなくて、
1:21:50	運転時の異常な過渡変化、
1:21:53	の時でも、耐えなさい。
1:21:56	いるので、
1:21:57	総合確認するには、
1:21:59	燃料の外側の条件っていうのが、
1:22:02	変化してる時の、
1:22:04	圧力だったり、自由、
1:22:07	だったりフカワか
1:22:08	たり、
1:22:10	他何か加わる負荷、そういったものを合成して、
1:22:15	見たときにおいても閉じ込め機能を、
1:22:18	維持してる。
1:22:20	そういう確認をする内容だと理解
1:22:24	そのためにはいわゆる外力というのか、外側の環境条件というか、
1:22:30	そういったものを、
1:22:32	定めている。
1:22:33	だろうなと理解して
1:23:00	規制庁それでちなみにでいうとですね今、
1:23:09	別の分野で非常時炉心冷却、除熱関連のところの中を、15条3項関連、
1:23:17	話を聞いたりして、当然そのときに、そっちは設計基準事項について、
1:23:24	セキ
1:23:25	けど、
1:23:27	通常運転時から運転時の異常な過渡変化設計基準事項において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:33	燃料棒以外の集合体に係る
1:23:36	力だとか、
1:23:38	集合体以外のその炉心近辺の炉内構造物にかかる力
1:23:43	そういったことを見て、
1:23:45	強度評価を、
1:23:46	するための荷重設定をして、
1:23:49	それで、
1:23:50	後任の方で実際に荷重設定した内容に基づいて、強度評価していくんだって話を今、
1:23:58	されているので、それと似たような話なのかな。
1:24:03	いるんですが、
1:24:06	その 15 条 6 項 1 号の、
1:24:09	運転時の異常な過渡変化時、
1:24:12	に加わる。
1:24:15	ていうものが、同じようなものを考慮してるのかなっていう。
1:24:23	九州電力中園でございます。今おっしゃられた内容としましては、
1:24:29	例えばで言いますと、その外力というか意味合いとしては、
1:24:35	例えば水理的揚力浮力とかですね、あと自重によるものとか、
1:24:41	スクラム時の衝撃荷重とかですね、そういうものをイメージされてるっていう認識でよろしいでしょうか。
1:24:49	規制庁宗です。多分そういうことなんだろうなっていうふうには思ってるんですけど具体的に何を考慮する。
1:24:58	九州電力中園でございます。
1:25:02	概略としては、そういうイメージを持っていただいて構わないと思っておりますが、ご質問としては、それが申請書のどこで読めるのかっていうのが今回の確認の意図ということでよろしいでしょうか成長する
1:25:17	まず、直接的にはそ、その意図なんですけど、最終的には、
1:25:21	この基準要求っていうのをどのように満たす。
1:25:24	ものなのか。
1:25:26	その適合。
1:25:28	説明する上では、こういう、
1:25:31	荷重だとか、
1:25:33	こういう圧力条件。
1:25:35	とか、そういったものを考慮しても、
1:25:38	とじ込み機能ってのが確保されている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:41	確保する設計をしますと、ちょっと実際わかんないですけど、さっき、先ほど言った 15 条 3 項では、
1:25:49	実際の強度評価をもって確認するけどその強度評価そのものは施設工認側の方の、
1:25:56	20 何条だ。
1:25:57	覚えてないですけど、そっち側で、
1:26:00	しますっていう。
1:26:01	資料が今出てきていて私の方で、
1:26:04	ですけど、
1:26:06	そういう、
1:26:07	たてつけの、
1:26:09	評価を、
1:26:11	段階的規制でやってく。
1:26:13	ものなのかそれともいやこれはここでもう確認し切ってしまう
1:26:17	いうものなのか、その辺も含めて、
1:26:21	確認をして、許可として、
1:26:24	何をもって適合していると、いうふうに、
1:26:27	説明されるのか。
1:26:28	ところまで最終的には、
1:26:36	求心力を持ってございます。ご質問のご質問の件につきましてはこちら方でまた再整理しまして、またご説明させていただきたいと考えております。以上です。
1:26:47	はい。規制庁鈴木です。では続けて。
1:26:55	事実確認です。資料 3 事実確認リストの、
1:27:01	ナンバー 30。
1:27:05	ターンまでや、
1:27:07	次の確認したいと思いますまず何、ナンバー 33 です。
1:27:12	これは設置が基準規則 17 条、
1:27:21	圧力バウンダリー。
1:27:24	A-A と 3 号なので、
1:27:29	破壊靱性のお話ですね、
1:27:34	No.12 の
1:27:36	スズキです。
1:27:41	と No.12 で、お聞きしたのは、やっぱり同じような話で、
1:27:48	運転時の異常な

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:50	過渡変化ん時、
1:27:52	の、
1:27:53	破壊靱性を評価する上での使用条件っていうのを、
1:27:59	セ申請書の記載箇所を示して、
1:28:03	説明してください。
1:28:05	そういう言い方をしています。これも最終的には
1:28:10	基準適合、
1:28:12	そして、
1:28:15	許可で確認するのか、設工認、
1:28:20	許可のこの
1:28:22	13条、17条の、
1:28:25	3号としての、
1:28:27	適合性をどのように説明する。
1:28:31	使用条件について、
1:28:34	どこにどのような使用条件を考慮して、
1:28:38	破壊靱性を有してるっていう。
1:28:40	接する
1:28:41	ということを、
1:28:42	イシタから
1:28:43	ということです。
1:28:46	で、
1:28:49	まず、
1:28:50	資料。
1:28:58	今日の資料1-2で、
1:29:02	回答が、
1:29:04	来てるんですけども、
1:29:18	資料1-2。
1:29:22	の、
1:29:22	これ資料1シリーズで、通しページ6ページ。
1:29:27	けど、
1:29:31	既許可の方、許可の申請書で、添付書類8の、
1:29:36	5.1. 1.3. 3の中で、
1:29:40	説明をしてきますというふうに、
1:29:43	言っていまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:51	フェライト系構成機器の原子炉容器、蒸気発生器の水室これ下側の部分だと。
1:30:00	胴の下側の部分。
1:30:01	ですけど、
1:30:02	それから加圧器に是正挙動を示さないこと。
1:30:06	及び一次冷却系の、
1:30:09	加圧日冷却時の、
1:30:11	高速中性子を考慮した。
1:30:14	加熱冷却制限曲線。
1:30:17	これを持って運転を制限しているという説明が、
1:30:21	ありますけれども、
1:30:23	この加熱冷却制限曲線を持って運転を制限するってことは、
1:30:29	通常運転中の照射脆化、
1:30:33	のことを説明しているというふうに理解してまして、
1:30:38	過渡時、運転時の異常な過渡変化時の使用条件の話とは関係ない。
1:30:51	まずこのところは、私の理解で正しいか
1:30:56	まず説明をして、
1:31:01	原子力発電本部から峰松ですけども、
1:31:04	よろしいでしょうか。
1:31:07	はい説明してください。
1:31:09	はいまず、
1:31:10	ご質問あった12番のまた以降のところですね、加熱冷却曲線ということで今回出るかということで記載させていただいています。
1:31:20	下が一番最初書いております通り加熱時冷却時の運転に対してということで通常運転時のことを記載させていただいております。
1:31:33	はい。規制庁鈴木です。はい。そその意味であると、実際に聞きたいところは、
1:31:39	なお書きのところなんですけれども、設工認側で技術基準17条1号炉、
1:31:48	等ですね、
1:31:49	破壊靱性についての要求がありまして、それを背の適合説明を、
1:31:57	してる機構人の説、
1:32:00	添付書類の中で、
1:32:03	脆性破壊防止に関する説明書、
1:32:06	ていうのがあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:08	最終的にはここで確認するというふうに理解してるんですけどまずその理解正しいでしょうか。
1:32:18	どう、原子力発電本部から見えますです。ご認識の通りですね設置許可の方は、最初に述べた方針のほうを記載させていただいております、
1:32:27	対象評価等は
1:32:29	設工認の方で記載をさせていただいております。
1:32:34	はい。規制庁鈴木です。はい。そうするとですね、
1:32:38	先ほど言った既認可の設工認の添付書類の説明書の中では、
1:32:46	設計過渡条件として評価する対象を定めるというような言い方があるので、
1:32:54	どんな評価対象を、
1:32:57	定めているのかっていうのは、おそらく設置許可申請書の
1:33:02	中、
1:33:03	何か示されてるものの中のこれを評価対象としますっていうことを、
1:33:10	言おうとしているんじゃないかなと思うんですけども、それであれば、
1:33:15	本申請、もしくは許可の申請、この部分、
1:33:20	の内容を評価対象としているって説明を、
1:33:24	して欲しいんですがまず、設置許可の方を参照する。
1:33:29	内容なのかどうかとところをまず説明してください。
1:33:37	原子力発電本部MIMAS少々お待ちください。
1:33:44	はい。準備できたらこれだけしてください。
1:34:47	すいません九州、九州電力の原子力発電本部からセキと申しますけれども、
1:34:53	今のご質問でちょっと確認させていただきたいんですが、今、33番のご質問の中に書かれている工認の添付書類っていうのは、
1:35:03	原子炉容器の制定破壊防止に関する説明書という書類で間違いはないでしょうか。規制庁鈴木です。はいそうです
1:35:12	ちょっと建設時んところまでさかのぼれなかったのも、
1:35:17	探したんだけどちょっと見つけられなくてですね、新規制基準の工認の添付書類を読んだんですけど、当然、
1:35:27	アノonDBADB事象については、記載がないはなくてSAIについてだけ書いた
1:35:36	のも、
1:35:37	DBの方のところにしても考え方っていうのは書いてあってその中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:43	設計過渡条件としての評価対象を定めるなどして、
1:35:49	使用条件を決めていきますっていうような考え方が書いてあるので、
1:35:55	何かしら評価対象っていうのをセレクションする。
1:36:01	プロセスがあるんだろうなと思っていて、そのセレクション対象っていうのが設置許可で何か示されている内容をセレクションして、
1:36:10	いくのかなというふうに思っているところです。なぜそういうふうに言うてるかっていうと、SAの方の、
1:36:16	内容を読んでいくと、どういったシーケンスだとかどういった現象の時の条件を考慮して、
1:36:25	評価していくっていう、使用条件を決めて評価していくってことが書いてある。
1:36:31	端的に言えば、例えば、
1:36:33	運転時の異常な過渡変化の想定事象で、この事象この事象この事象に対応して、十分な破壊靱性を有するような評価を、
1:36:42	するんだとか、そういうことになるのかなあというふうに、想像しているところでこういう質問をしています。
1:36:51	ありがとうございます。
1:36:55	ですので
1:36:56	どういう条件、ちょっと設置許可上、今お示しているところ箇所以上に何かこう明確に書いてるところがあるかっていうと、ちょっともう一度確認はしますけれどもおそらくここ以上に何か
1:37:12	詳細に何かを、条件を書いているようなところはおそらくないんじゃないかなというふうに認識しておりますので、
1:37:19	設工認でご説明するにあたってのどういう条件を想定しているかというところを補足してご説明させていただくことで、
1:37:28	良いのかなと思いましたがけれども、規制庁スズキシマ、まず第1にそれを確認したいところですけど先ほど来言っているように、
1:37:38	設置許可基準規則の17条3号の運転時の異常な過渡変化時、
1:37:45	の十分な破壊靱性を有するっていうような、
1:37:49	ところの基準適合を、
1:37:51	見る上で、
1:37:52	例えば先ほど言ったように通常運転中の、
1:37:55	高速中性子による照射脆化の話しか申請書、設置許可申請書には、
1:38:01	補充しませんっていうふうに言われちゃうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:03	相当 17 条 3 号のうち運転時の異常な過渡変化とか設計基準事項に対する適合ってというのは、
1:38:10	申請書の中でないですって言われると、許可、
1:38:14	許可案の適合を我々判定できない。
1:38:19	最終的にそこ判定するために、
1:38:23	適合を確認するための何かしらの、
1:38:28	使用条件ってというのが、変わってなければ変わってないですって話をしてもらおう。
1:38:34	言えればいいし、
1:38:35	今回の高燃焼度燃料の導入によって使用条件が変わるんですってことであれば、
1:38:41	そこを変ったことを考慮して、十分な破壊靱性があるかどうかという使用条件を定めた上で、
1:38:49	設工認側で、
1:38:52	具体的な評価をしていきますということになると思うんですけども、
1:38:56	そういった説明が欲しいということ。
1:39:01	承知しました。ですのでもともと、どういう条件を想定しているのかというところをまず押さえた上で、今回の
1:39:11	高燃焼度燃料導入で変わっているのか変わっていないのかというところを、ご説明すれば良いというふうに理解しましたので、そのようにちょっと整理させていただきます。
1:39:22	はい。規制庁都築ですそれをお願いします。
1:39:25	では、ここまででもう 1、今後の対応についてホワイトボードの方で、
1:39:30	確認をしていきたいと思いますので、準備できましたら、九州電力説明
1:43:05	九州電力大八木でございますとほどご説明させていただきます。31 につきまして、衛藤元 0 施設でほかに鍛える設備がないかを確認させていただきます。
1:43:15	こちらナンバー 7 と同様に合わせて機能するように内容がわかるように 1 月 30 日会合資料 2-1 または 2-3 に記載をさせていただきます。
1:43:26	ナンバー 32 に関しまして、以上の形に考慮している燃料にかかる外力について申請 A 社の記載箇所を整理して整理させていただきます。
1:43:36	ナンバー 33 に関しまして、以上の過渡時にどのような条件を想定しているか、押さえた上で、5 年の導入による変更の有無を説明させていただきます。
1:43:49	他方で、問題なく、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:50	ございませんでしょうか。
1:43:52	規制庁鈴木です。いいかと思えますけど。
1:43:56	今日はよろしいですね。はい。
1:43:58	じゃあこれ記録して次進みます。
1:44:37	鈴木です。では続けます。次は資料 31 確認リストナンバー34 からです。
1:44:46	設置許可基準規則 21 条関連で、No.13 の
1:44:53	続きです。No.13 の方で、今日の資料 1、通しページで、
1:45:00	7 ページから、
1:45:05	9 ページで、
1:45:08	全体的に 11 条関連の回答をいただいている。
1:45:13	その内容を確認したところですが、
1:45:19	基準要求として 21 条は、
1:45:22	燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するためということで、
1:45:31	残留熱除去。
1:45:34	の設備を設けるという
1:45:36	てますので、
1:45:38	今言った、
1:45:39	何を、
1:45:43	クリアするためについて言ってるところについての確認をしたことですね。で、
1:45:50	今説明されてる。
1:45:52	ところでは、評価申請書の添付書類 8 の、
1:45:56	5. 11.4。
1:45:59	両括弧 2、それから 5.2. 2。
1:46:03	両括弧 1、それから、両括弧 5。
1:46:06	いうところが示されてるんですけどこれはいずれも、
1:46:09	原子炉営業部圧力バウンダリーの設計条件にかかるような話のところ
1:46:17	燃料の許容損傷限界の設計条件、
1:46:21	に係るような記載は、
1:46:23	見当たらないと。
1:46:24	で、
1:46:25	同じく回答の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:30	申請書、今回の申請書ですね、の、
1:46:34	添付書類 10 の、
1:46:35	2.3. 49 給水流量喪失の
1:46:39	解析結果のところを、言われているんですけど
1:46:46	くしくも今日の説明で、
1:46:50	1 月 30 日の審査会合、
1:46:54	資料 2-4 の、
1:46:56	1 の通し 121 ページで、
1:47:00	週給水量はどの判定基準見てますかっていうと、圧力バウンダリの健全
1:47:06	だ。
1:47:08	整備。
1:47:09	で、
1:47:10	結局燃料の許容損傷限界の話っていうのは添付書類 10 の方を見ても、該当する記載がないんだらうな。
1:47:19	思うと、
1:47:22	好意的に解釈すればですね。
1:47:25	崩壊熱その他の残留熱を除去できていれば、燃料の許容損傷限界のさ、
1:47:32	設計上下超えないことは自明であるのかなあというふうに、
1:47:37	思ってるので、
1:47:40	そういうことなのかっていう話と、
1:47:43	そうだったとしてもちょっと、
1:47:45	何も書いてない。
1:47:47	先ほど言ったように、基準的
1:47:51	パーツが足りないかなっていうふうに、
1:47:54	思っているところです。
1:47:57	で、まず、
1:47:59	そのところ、
1:48:02	の、私の認識が合ってるかどうかを、まず、
1:48:14	はい。原色せ発電本部から峰松です。
1:48:19	質問いただいたところに、前回の、はい。うちが今回出している資料の資料 1 の通しページ 7 ページ目の、
1:48:29	ところの真ん中のパラグラフに記載をさせていただいておりますが、
1:48:34	原子炉停止後の崩壊に例えば他の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:38	残留熱と。
1:48:39	よく、
1:48:41	ものですね減少停止後初期の段階においては、蒸気発生器主蒸気逃し弁、主蒸気安全弁補助給水設備により除去する設計としておりまして、主給水流量証書。
1:48:54	辞書の安全解析にて、
1:48:56	原子炉停止後一次冷却材の温度及び圧力を勝に上昇することなく、
1:49:01	安定した冷却が可能であることをもって先ほどおっしゃられました燃料の許容損傷限界及び原子炉、
1:49:10	冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えない設計であることを確認しておりますのでその中で燃料の許容損傷限界の方確認させていただいているような形になります。
1:49:25	市長スズキです。その、
1:49:29	直接的に書いてないけど、自明だということが、やっぱり何か弱くてですね。
1:49:36	例えば、
1:49:38	最初DNBR評価してないですけど、
1:49:42	そもそもこのリヒョウ自体は、
1:49:45	最初にMBRが、
1:49:47	設計限界であるDLを下回ることがない。
1:49:52	ので、要するに、DNPLしないので、
1:49:59	マクフット維持しているからこそ、
1:50:01	燃料の許容損傷限界を、
1:50:04	当然のことながら維持しているのは、
1:50:08	維持してるんだ
1:50:09	そういったような解説。
1:50:11	ぐらいいないと。
1:50:14	今言ったの私が適当に言っただけなので、
1:50:17	そうであるというふうに断言したわけじゃないんですけど。
1:50:20	そういった説明がないと、
1:50:23	先ほど来言ってるように、基準適合としてのパーツはやっぱり足りないのかな。
1:50:28	思うところですので、
1:50:30	そこが当然ですよっていうことであれば当然であるような、説明がやっぱり要るのかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:38	けども、
1:50:40	いかがでしょうか。
1:50:44	原子力発電本部から、峰松です。今回のところ、
1:50:50	前回っていかもうすでに出させていただいている既許可の内容になるかと思っておりますその記載のところはですね、既許可の時、そのような記載をさせていただいております。
1:51:01	そちらの方の背景というかその裏にあるところはですね安全審査指針の方の残留熱を除去する系統に、
1:51:09	野瀬指針においてもですね燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えないように、
1:51:18	ということで、炉心からの
1:51:20	核分裂生成物の崩壊熱及びその他の残留熱除去できる機能を有することを回遊する設計であることと、
1:51:29	いうことでありまして、今回当社から出させていただいている内容も
1:51:35	核分裂生成物の崩壊熱とその他の残留熱を除去できる機能。
1:51:41	うん。
1:51:42	うん。
1:51:42	持っているということをご説明させていただいておりますのでこちらの内容をご回答させていただいたのかなというふうに考えております。
1:51:54	ちょっとです今何か評価指針が、
1:51:57	側で何かしら、
1:52:00	燃料の許容損傷限界を、
1:52:03	満たせることも含めてみたいなことを何か言われたんですけど。
1:52:08	そ、そんな話は、安全評価指針に、
1:52:11	読めるところがあるんです。
1:52:15	すいません。
1:52:16	ちょっと
1:52:18	安全医師。
1:52:20	安全設計審査指針の指針のことを述べさせていただきました。
1:52:34	すいません報告させていただきますアノ原子力発電本部からセキと申しますけれども、
1:52:40	ご指摘いただいている箇所は許可の部分になるかと思っておりますので、
1:52:47	昔の指針ですね、安全設計審査指針の当時で言いますと指針の 24、
1:52:54	残留熱を除去する系統という指針に従って適合性を説明しているというふうに認識しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:02	指針に示されておりますのが、今まさにご指摘いただいているところで、
1:53:08	残留熱を除去する系統は、原子炉の停止時に、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えないように、
1:53:20	炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及びその他の残留熱を除去できる機能を有する設計であることというふうに、指針に書かれてございますので、
1:53:33	その後段の部分ですね、崩壊熱や残留熱を除去できるという部分を許可の方には申請者の方には書かせていただいているというふうに認識してございます。
1:53:44	以上になります。
1:53:46	規制庁鈴木です。残念ながらですね関川基準規則、
1:53:51	或いはその解釈、21条の解釈においては、
1:53:56	その繋がりは特段参照していないので、
1:54:00	そこはしっかり説明をしていただかないといけなくて、旧指針類の、
1:54:06	体系においてはそうであったっていうところは、
1:54:10	残念ながら今の
1:54:12	新規制では通じなくなってしまうので、
1:54:15	そこは説明が必要だと私は考えています。
1:54:19	いかがでしょうか。
1:54:29	原子力発電本部から、峰松ですが、ちょっと1点、確認をさせていただきたいんですが、そうすると設置許可の20、
1:54:39	一条のところは新規制基準で要求が変更になったと、いうことを、
1:54:47	おっしゃっているということでもよろしいでしょうか。成長スズキです。要求は変わってないと思う。
1:54:52	政治家秋月規則の21条そのものは先ほど言った、
1:54:57	9、
1:54:59	安全設計審査指針の、
1:55:02	24の1ポツ、
1:55:04	そのものだと思っているので、
1:55:07	そこはいいんですけれども先ほど説明があったのは、それを確認する行為として、
1:55:13	旧安全評価指針がありました。
1:55:17	だから、安全評価指針側では、
1:55:20	圧力バウンダリの確認だけすればいいというふうになっているので、そこを満たせば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:26	結果的に安全設計審査指針の 24 の 1 ポツの、
1:55:31	燃料要素の許容す。
1:55:33	設計原価だったかなという損傷限界だとちょっと覚えて、
1:55:38	その限界も含めて確認できたことになるっていうそれは、旧指針類の体系の中においては、
1:55:45	そうだと思うのでいいんですけれども残念ながらその繋がりが今、
1:55:49	精緻化基準規則、
1:55:50	及びその解釈でですね。
1:55:53	書かれてないんですね。
1:55:55	なので、その繋がりは変えていただく必要があると。
1:56:22	原子力発電本部がセキですけれども、すいませんちょっと理解が追いついてない部分があるので、ちょっと認識をあわせさをさせていただきたいんですが、
1:56:34	先ほど鈴木さんがおっしゃった安全評価し、ちょっとこちらの最初の説明でちょっと言い間違えた部分があって混乱させている部分があるかもしれませんが、
1:56:45	安全評価指針の話をごとこちらの説明としてはしているつもりはなくてですね、
1:56:53	昔の安全設計審査審査指針上、
1:56:57	燃料の許容設計限界等、原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えないように、
1:57:07	その核分裂生成物の崩壊熱と残留熱を除去できる設計にしないというふうなそういう指針になってますので、この後段の部分ですね。
1:57:18	年と、当然のことながら崩壊熱と残留熱が除去できる設計にできていれば、それすなわち燃料の許容設計限界と原子炉冷却材圧力バウンダリの
1:57:30	設計条件を超えないという、粗相融資でこの
1:57:36	徒歩
1:57:37	に今
1:57:39	本日の資料の 7 ページの
1:57:42	2 パラ目のところに書いてございますけれども、
1:57:47	ここのご説明になるのかなと。ですので原子炉停止後の崩壊熱と他の残留熱を除去できる設計になってますよということで、それは燃料の許容許容尊重限界等、冷却弾性とバンドウ設計条件を超えないと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:02	いうことをそこは暗に言い表してるのかなというふうに認識してございますが、
1:58:09	それ、そこが今の新規制基準、
1:58:14	設置許可基準規則の 21 条要求は変わってないんだけども繋がっていないとおっしゃってる部分がちょっと理解ができておりませんので、ちょっともう一度、ご教示いただければと思います。
1:58:26	規制庁スズキスまずですね、残留熱
1:58:30	或いは崩壊熱除去できていれば、
1:58:32	燃料の許容損傷限界を満たしているはずだという認識が間違ってます。
1:58:38	なぜなら、李最初DNBRを評価したりだとか、
1:58:42	LOCAにおいても崩壊熱はちゃんとこれ除去してるけれども、
1:58:47	被覆管のね、温度が 1200℃、
1:58:51	15%の参加のところまで見なきゃいけないのだとか、
1:58:56	そういうのがある以上においては熱水力をしっかりと理解した上で、
1:59:00	考えなきゃいけない
1:59:02	まずそこはよろしいですか。
1:59:08	はい。はい。はい大丈夫です。
1:59:11	規制庁都築です。その上で、私は先ほど九州電力が説明したのは、
1:59:17	安全設計審査指針 24-1。
1:59:21	これを満たしているかどうかを確認するのは、
1:59:25	安全評価指針側で評価をすれば確認できるんだっていうふうに説明をしたんだと理解している。
1:59:31	とも、その上で、
1:59:33	聞いてたんですけれども、
1:59:35	その内容は、
1:59:37	話は違うということで安全設計審査指針の話だけで、
1:59:42	話を続ければよろしいですか。
1:59:46	はい、そのご認識で大丈夫です。
1:59:49	はい。規制庁鈴木です。その意味では先ほど言った通り、熱水力をしっかりと理解すれば、
1:59:56	崩壊熱除去している残留熱を除去しているだけをもって、燃料要素の許容損傷限界を超えていないということは説明できないです。これはもう、
2:00:05	みずから申請してる通り明確で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:26	原子力発電本部の関です。ちょっと再度整理させていただいてからもう一度ご説明させていただきたいと思います。
2:00:35	はい。規制庁鈴木です。私が聞きたいのは、単純に、
2:00:41	この残留熱を除去できる。
2:00:44	話を、
2:00:46	今日の資料1のシリーズの中の、通しページ7ページで、
2:00:53	週給水流量喪失だけを持ち出しているのであれば、
2:00:59	核沸騰を維持していることは自明なので、
2:01:03	当然のことながら損傷限界なんていうのは満たせているに決まってるじゃないかというふうに、
2:01:09	説明しているのかなっていうふうに私は理解したので、そういう言い方をしたんですけれども。
2:01:16	そうではなくって、
2:01:18	崩壊熱残留熱を除去できていれば、
2:01:21	燃料要素の許容損傷限界を、
2:01:25	維持できるっていう、
2:01:27	話になってしまったので、
2:01:29	大分、
2:01:30	話がずれてきているなど。
2:01:37	ここの部分、
2:01:38	が、
2:01:40	残留熱を除去できる設備として、高圧時にはSGで、
2:01:48	除去するで、低圧時には、余熱除去系で除去する、そこにつなげるんだと。
2:01:56	そういう話が今日の7、資料1のシリーズの7ページに、
2:02:00	書いてあると思って。
2:02:02	いますんで、
2:02:04	そういった流れで、
2:02:08	原子炉を停止した場合においてというところで、
2:02:12	説明するときに、
2:02:16	本当にDBAみたいなところまで、
2:02:19	ここは要求しているわけではないということをご理解いただいていると。
2:02:26	その事象とその熱履歴状況っていうのを考えた上で、整理をしていただければいいかなと思いますけどよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:37	原子力発電本部峰松です。そうしますと背景にはそういうところがござ いますのでそこら辺を綺麗に整理させていただいてご説明させていただ ければと思います。
2:02:47	はい規制庁スズキです。では、
2:02:51	資料 3 事実確認リストに戻って、ナンバー35 です。
2:02:58	これも同じ 21 条で、No.15 の続きですねNo.15 で聞いていたのは、
2:03:07	冷却速度 55℃パーアワー、これの制限の話を、
2:03:12	聞いていてこれ自身も、圧力バウンダリーの、
2:03:16	21 条としての設計条件に含まれるのかということで、
2:03:21	イエスということでしたので、
2:03:26	その内容として、
2:03:30	申請書の添付書類 8 のところで、
2:03:39	これは、
2:03:41	今日の資料で言う、
2:03:43	と。
2:03:46	ごめんなさい。今日の資料、
2:03:49	そうですね。55℃パワーの話が 5.2. 4.1 に書いてあって、
2:03:55	これは余熱除去系としての設計方針として、
2:04:00	書いてあるところを、私は確認をしていたんですけど、
2:04:05	そうじゃなくて高圧日野蒸気発生器補助給水ポンプでの設計方針のと ころでも当然これ、
2:04:12	かかってくるのかな。
2:04:14	いうふうに思ってるんですが、
2:04:16	蒸気発生器とか補助給水ポンプの。
2:04:19	これタービン系の方の説明資料になるのかと思いますけど、
2:04:23	そちらの方でこの 55℃パワー
2:04:26	パーアワーの制限かけるっていうところっていうのは、
2:04:30	記載がないのかなっていうふうに思ってるんですけど、まず、
2:04:35	その制限が、
2:04:37	高圧時もかかっている。
2:04:39	というところは、私の認識正しいでしょうか。
2:04:50	原子力発電本部から峰松です。先ほど、
2:04:55	衛藤。
2:04:58	プラス、今回新たに確認いただいているところ
2:05:04	他の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:05	ところのあるちやり余熱除去系のところに、の、こっちの、
2:05:11	飯野東 1005-2-4-1 の、
2:05:14	設計のところに書いてあるところの記載のことだと思うんですがこちら記載。
2:05:19	そちらに記載させていただいております通り原子炉冷却材圧力バウンダリの冷却速度の制限を、
2:05:26	超えないようにということで、RCPBとして 55 度の制限があるというふうに記載をさせていただいて、
2:05:35	いるものになっておりますのでRCB、
2:05:39	Bとしての映像条件を記載させています。
2:05:44	はい規制庁スズエソースと高圧時の除熱の機能を持っている。
2:05:51	蒸気発生器補助給水ポンプ、この設計方針にも含まれるという理解でよろしいですね。
2:06:05	そちらの方、
2:06:08	二次側からの訪問するということで、蒸気発生器側のところで、こちらの方は結局担保しているようなことになりまして補助給水側へとそのための水、
2:06:21	注入するということでSA蒸気発生器側で担保しているものになります。
2:06:27	規制庁スズエそうするとそれは、
2:06:30	蒸気発生器としての、例えば伝熱面積だとか、
2:06:36	伝熱容量だとかっていうのを決めるときにもう、
2:06:41	一義的にそこは考慮していて、
2:06:44	補助給水ポンプ、
2:06:47	の運転状況とか関係なしに決まってしまうものだってことなんで、
2:07:01	飲食設備グループから見えます。おっしゃる通り伝熱面積等でですねそういう設計考慮させていただいております、A部なんでRCPBとして 55 度と、
2:07:13	いうところを記載させていただいているような形です。
2:07:17	規制庁スズエそうすると蒸気発生器の仕様値そのものがこの 55°C パワーの、
2:07:24	コール済みの仕様値になっているっていうことをもって、降雨から、
2:07:33	高圧から低圧のところまで、
2:07:35	これを満たすっていう方針になっているんだっていうふうに、
2:07:41	読むんだっていうことなんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:55	飲食発電本部から峰松です。あと条件等に関する設計というところがセキとかの方に、
2:08:05	5.1. 1.2の方にありまして、そちらの方で、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の設計条件を設定するにあたっては
2:08:15	結局その温度等を考慮して、与えるということでそちらの方の条件を設定させていただいております。
2:08:23	規制庁杉ですすみませんちょっと聞き逃しちゃったんですけど、申請書のどここのところ、
2:08:29	ちょっと今参照されましたでしょうか。
2:08:34	審査許可の
2:08:38	添付8の5.1. 1.2の設計方針の
2:08:43	ところで(7)で、過渡条件に対する設計というところがございましてそちらの方に、
2:08:51	温度等を考慮して、安全管理を考えるとともということで設定をさせていただいており、
2:09:39	規制庁鈴木です。該当箇所はわかりました。
2:09:43	で、この
2:09:45	実際具体的な
2:09:56	通常運転時運転の異常な過渡変化時に想定される圧力温度を考慮し、安全側の条件を、
2:10:02	与えるという、どんな条件を与えるかっていうところまでは書いてないってことなんですね。
2:10:09	残留余熱除去系のところは直接的にそこを書いてたんですけど、
2:10:15	余熱除去系のところで、
2:10:19	高圧から低圧までっていうふうに、
2:10:22	読めって言われると何とも。
2:10:25	なかなか難しいところがあるので、
2:10:28	そういったのを、いろんなところをこうつまみ食いしてって、
2:10:32	行くとしてそういうことなんですか。
2:10:35	九州電力から見えます。おっしゃる通りでちょっとパートいろいろなところにこっちエッセンスというのが散りばめられているような所。
2:10:45	県になってましてそういうの、
2:10:47	繋ぎ合わせてそういうところが読めるかなというふうに考えております。
2:10:51	規制庁鈴木です。ちょっと今たまたま、
2:10:54	開いてたページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:57	見つけたんですけど、
2:11:00	5.1. 1.3. 2。
2:11:03	今の説明してる箇所のもう少し後ろ側の方に、
2:11:08	強度に関する設計の基準っていうのが、
2:11:12	書かれていて、
2:11:13	その一番最後になお書きで、
2:11:16	起動停止、加熱冷却系。
2:11:20	55°Cパーアワー以下に抑えるというふうに全般的な説明がここに、
2:11:27	あったのでここ0、
2:11:29	を見といた方がわかりやすいのかなって今、
2:11:32	理解したと。
2:11:34	これ、これ、これを見ていけばよろしいですね。
2:11:37	おっしゃる通りです。その中で厳しいということでこちら、直接はその原子炉容器ですが先ほどのところでそれも踏まえてということで、そういうことで蒸気発生器版をよ、読んでいただければと思って、
2:11:50	規制庁スズキユリ解しましたので、
2:11:54	ナンバー35。
2:11:57	最後また書きで書いてありますけれども、
2:12:01	12月26日審査会合資料1-1、これちょっと1月30日の資料2-1に読みかえますけれども、
2:12:10	その21条の申請×の理由のところ、
2:12:15	ぐい、今挙げられた該当箇所も含めて変更がないんだっていう、
2:12:22	説明を付け加えていただければなど。
2:12:25	よろしいでしょうか。
2:12:29	原子力発電本部から峰松、趣旨理解しますので申請審査会合資料です。ね。ちょっと入れ方社内の方で検討させていただいてまたご回答させていただきます。
2:12:41	はい規制庁スズキつお願いしますでは、続いてナンバー36、
2:12:46	に行きたいと思います。No.36は、
2:12:50	23条1号関連で、
2:12:57	23、23条、計測制御系統施設の
2:13:05	1号の、
2:13:07	制御できるものっていうところの、
2:13:11	話でして、この内容は、No.1079の続きですけれども、
2:13:19	今日の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:21	資料 1 シリーズの中で、
2:13:30	10 ページから、
2:13:42	15 ページまで、
2:13:44	説明が入っています。で、この中で、
2:13:50	添付種地許可申請書の添付書類 8 の 6.3. 4。
2:13:57	のうち、
2:14:07	資料 1 シリーズの 13 ページのところ、
2:14:12	6.3. 4 の両括弧 7。
2:14:15	ていうのを、
2:14:17	参照しに、
2:14:19	ていると思いますんで、
2:14:23	これはあくまでも監視できるの話なので、23 条でいうと、
2:14:30	2 号の説明になるんですけども、
2:14:35	ここのところで、
2:14:38	原子炉格納容器圧力ってというのは具体的に、
2:14:44	記載されていまして、
2:14:48	これを、
2:14:50	わざわざ
2:14:51	書かなきゃいけないのはなぜなんだろうなっていうところを、
2:14:57	聞きたいと思ってます。これ
2:14:59	どこの分野だったかちょっと忘れちゃったんですけども、
2:15:06	何かの分野の、
2:15:07	ヒアリングのときに、
2:15:09	運転時の異常な過渡変化時において、格納容器の中の圧力、温度等 の変動ってというのはそもそも、
2:15:18	考慮する必要はないんです。
2:15:20	で、なぜならっていうことですけど、先ほどちょっと出てきましたけど、
2:15:25	香月。
2:15:27	安全弁逃し弁。
2:15:28	の先の、
2:15:30	逃しタンクだったかな。
2:15:32	それがあるので、
2:15:35	運転時の異常な過渡変化の加圧カトウの時なんかでも、格納容器内の 雰囲気悪化させる。
2:15:42	話はないという話だったと思うので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:45	そうするとですねわざわざこれ、
2:15:48	23 条の 2 号として、運転時の異常な過渡変化で、
2:15:54	監視して、かつ制御しなきゃいけないっていうところに、
2:15:59	原子炉格納容器圧力って、
2:16:02	該当するのかなってちょっと
2:16:06	ここいかがでしょうか。
2:16:10	原子力発電本部から峰松です。
2:16:14	おっしゃる通りです
2:16:18	今回、ある異常の過渡変化時においてということで格納容器内のそういう状態をですね見ないといけない状態までいくかということに関しては
2:16:31	そこまで到達しないものというふうに考えてます。こちら、記載させていただいてるところはですね、通常運転時や
2:16:40	運転時の異常な過渡変化時においても、加圧器水や各種パラメータを監視が可能であるということでどちらかというところですね運転も含めて一般的に監視するもの等を記載させていただいておりますそのうちの、
2:16:54	異常なことだから見ないといけないということで、衛藤。
2:16:59	格納容器の圧力等を記載させていただいたわけではなく一般的なパラメータの一つとして記載をさせていただいているものになります。
2:17:08	規制庁鈴木です。そうすると、
2:17:13	格納容器。
2:17:16	圧力は 23 条 1 号の制御できるは関係なくって、
2:17:22	2 号の、
2:17:23	監視できている。
2:17:26	ことを担保するための、
2:17:29	話なので、この a. 既許可申請書添付書類 8 の、
2:17:34	6.3. 4 のところこれ監視できるかどうかの話なので、
2:17:39	23 条 2 号側の方の話ですというふうに理解すればよろしいでしょうか。
2:17:52	原則設備、原子力発電本部から、峰松です。おっしゃる通り整備をしなければならぬような範囲を、原子力の円滑バウンダリとか、そういうものは、
2:18:03	そういうことは想定しておりません。
2:18:07	はい。規制庁鈴木です。理解しましたそうするとですね
2:18:13	今日の
2:18:15	資料 1 シリーズで、
2:18:18	言うんですね、あ、ごめん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:21	10、
2:18:21	10 ページの方を見た方がいいですね。
2:18:25	10 ページは 23 条 1 号関連として聞いている。
2:18:30	ところですので、
2:18:34	10 ページのところでも、やはり 6.3. 4 の両括弧 7 のところが、
2:18:40	出てきていてですね。
2:18:42	この直接的に聞いたのは制御できるかどうかの話なんですけど、監視できるところを引っ張ってきてる。
2:18:48	けど、
2:18:49	ここでは、6.3. 4 は引っ張らなくてもいいのかなっていうふうにちょっと思ったところです。
2:18:56	ここに書いてあったんで、ちょっと誤解したのかなっていうふうに思いましたけど。
2:19:01	ここはなしでよろしいですかね。
2:19:24	あ、
2:19:25	江藤原子力発電本部の、
2:19:28	荒峰松ですおっしゃる通りここ全部あの文書でしたので、通じて線引いてますが原子力発電良く原子炉格納容器圧力等は、原則はクノ。
2:19:40	よく圧力に関してはアノ線不要かなというふうに考えて、
2:19:44	規制庁スズキアノそこだけじゃなくてですね。
2:19:47	まずこの
2:19:49	添付書類 86 地強化の申請書の添付書類 8 の 6.3. 4。
2:19:54	両括弧の全体が監視できるかどうかだけの話なので、23 条 2 号関連の、
2:20:02	説明該当箇所になるかなというふうに思っていて、今、この 10 ページは、1 号関連の制御できるっていうところについての、
2:20:10	確認をしているところなので、
2:20:16	そもそも 6.3. 4、或いはその上にも書いてある 6.3. 2 もこれ、
2:20:22	監視、記録できる話なので、23 条 2 号もしくは、
2:20:28	それ以外のところの話かなというふう
2:20:30	ますので、
2:20:32	6.3. 2 にしても 6.3. 4 にしても、1 号関連の記載箇所ではないというふうに理解したんですけど。
2:20:42	私の印象イソヤマ本郷すみません、今ちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:47	理解できましたおっしゃられていることがわかります。その点で言いますとナンバー20の方にちょっとそちらの方分けて記載をさせていただいているかなと。
2:20:57	いうふうに思ひまして、ちょっと上の方。
2:21:00	ナンバー20通しで13ページのところです上の方にちょっと2号とかいう記載はないんですが、監視についてはということで先ほどナンバー17のことを記載させていただいております、
2:21:12	次のページからがですねその制御に関すること。
2:21:16	を記載させていただいております。
2:21:21	はい。規制庁鈴木です。はい。理解しましたので、
2:21:25	まず、
2:21:29	3、ナンバー36は、今野甲斐。
2:21:32	等で終了したことにします。
2:21:36	それから、
2:21:37	同じ話がNo.37で制御の方の話、1号側の方の話が出てきて、
2:21:48	結局、その
2:21:49	制御できるっていう話のところは、
2:21:59	今日の資料1シリーズの13ページの下側のところ、
2:22:05	から、
2:22:07	の説明になる。
2:22:10	ということですか。
2:22:15	原子力発電本部から峰松です。ご認識の通り13ページ目の下側の監視が終わったところから記載させていただいて、
2:22:32	はい。規制庁鈴木です。後の制御できるというところ。
2:22:39	について、
2:22:44	それが、
2:22:46	添付書類10、第1.2.4表。
2:22:51	に、
2:22:52	記載されている系統機器。
2:22:56	について、
2:22:57	制御できるという、
2:23:00	ところを、
2:23:02	挙げられていて、具体の、
2:23:06	記載は、14ページ以降のところ2添付書類8に該当する箇所を、
2:23:13	示しましたというところが理解できましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:19	まず、ナンバー37はそう理解したのもちょっと飛ばしまして、
2:23:24	No.38。
2:23:26	ですけれども、
2:23:30	添付書類10の第1.2.4表の中の、タービントリップ、
2:23:36	の記載なんですけれども、
2:23:41	タービントリップについて、
2:23:44	添付書類8、
2:23:48	の方を、
2:23:49	見ていったときに、具体的にタービントリップについて、
2:23:54	説明しているところっていうのは何か見当たらないかなと思ったんですけれども。
2:24:07	それは今資料でいうと、
2:24:11	具体的に、
2:24:13	今、直接書いてあるところっていうのは、
2:24:16	どこに当たるんでしょうか。
2:24:28	原子力発電本部のミヤマで少々お待ちください。
2:25:11	私、原子力発電本部から、峰松ですかタービントリップに関しましては最後の、
2:25:18	通しページ、資料1の15ページ目、記載させていただいてる通り、添付資料8の6.6.3.3のところに、
2:25:29	発電を警鐘がトリップした場合は、タービントリップさせると。
2:25:33	いうところを書きたい。
2:25:35	を記載させていただいております。
2:25:52	支署スズキです。
2:25:55	今のロジックの話は、
2:26:00	藤。
2:26:11	安全保護回路の中にそのロジックが入っているっていう。
2:26:16	そういう説明になってるんでしょうか。
2:26:40	現職はつったら、峰松です。こちら安全保護のナカというかも、添付資料カッチの6.6。
2:26:50	1003.3の方にですね
2:26:53	トリック時のインターロックとして、原子、発電用原子炉がトリップした場合はタービントリップさせるというふうに記載させていただいております。
2:27:03	規制庁それでその6.6.3っていうのが、
2:27:08	6.6 原子炉保護設備。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:11	の中の説明で、
2:27:14	6.6. 1 の概要を読んでいると。
2:27:20	安全保護系のプロセス計装からの信号云々で、
2:27:26	原子炉を自動停止させますよって言っていて、
2:27:38	その話っていうのは、
2:27:41	直接的に何かを見てい。
2:27:45	タービントリップさせるわけじゃなくて、
2:27:48	自分で原子炉トリップをしたっていう。
2:27:53	ことを、
2:27:56	行為をしたときに、
2:27:59	同時にタービンもトリップさせに行くという、
2:28:03	そういう信号になってますっていうこと。
2:28:07	を書いているんですか。
2:28:09	原子力発電本部峰松です。ご認識の通りで、
2:28:16	原子炉発電原子炉がトリップした場合に、その 2 時間のタービンをトリップさせるということを記載させていただいており、
2:28:25	規制庁数でそうすると一えとナンバー38 の疑問はですね。
2:28:34	基準の 23 条 1 号の、
2:28:37	の中に書いてある、監視することが必要なパラメーターは、
2:28:44	これこれ範囲内に制御できるっていうふうに言ってるんですけども、
2:28:55	直接的にタービン側を監視、
2:28:59	することが必要なパラメーターがあるわけじゃなくて、
2:29:03	従属的に、
2:29:07	原子炉側の
2:29:10	制御、
2:29:12	と同時に、
2:29:13	これ何なのかな。
2:29:15	予防的にタービンをトリップさせるのか。
2:29:19	そういうものだっていうことなんで、
2:29:23	原子力発電本部カミヤ松末サノご認識の通りです。
2:29:30	規制庁鈴木です。
2:29:33	そのときに、
2:29:37	そのタービントリップって、23 条 1 号で言っている。
2:29:42	炉心とか圧力バウンダリとかクドウ液バウンダリ、並びにこれに関連するシステムの健全性を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:49	確保する。
2:29:51	ために、
2:29:52	行う。
2:29:55	制御に入るんですかね。
2:29:58	ちょっとそこがよくわからないし、
2:30:01	原子力発電本部から、峰松ですおっしゃる通りちょっと制御に入るかというところは、
2:30:08	ちょっと
2:30:11	認識がいろいろあるところかなと思いますがそちら、既許可の方で健全性を確保するために制御する機能と、
2:30:19	いうところで、まとめて、
2:30:21	整理をさせていただいてる中にタービントリップも入れさせていただいているということにしております。
2:30:28	規制庁先生ちょっと乱暴な言い方ですけど、
2:30:30	タービントリップさせなかったら、今、この 23 条 1 号で言ってる最初の目的ですね。
2:30:37	これこれの健全性を確保するためって、
2:30:40	健全性確保できない。
2:30:42	んですかね。
2:30:46	ここに書いてある。
2:30:48	系統について、
2:31:06	原子力発電本部が峰松です。
2:31:10	ちょっとソフトを今の場でできませんのでまたちょっとご確認してご回答させていただければと思っております。
2:31:17	はい。規制庁鈴木です。
2:31:19	ちょっと私の、
2:31:21	疑問点は、結局、添付書類 10 側の表で、
2:31:25	こういうのに期待します。
2:31:27	ていうふうに書いてあるので、
2:31:29	当然のことながら、13 条、
2:31:34	1 号のイロハニを満足させるためにそのタービントリップが、
2:31:39	いるのかなっていう思いもあるんですけど、何か、
2:31:42	私の頭の中で繋がらなくてですね、ちょっと素朴な疑問もありますので、
2:31:48	添付書類 10 の方でタービントリップを期待している事象なんかもちょうと絡めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:53	改めて説明してもらえるとありがたいです。
2:31:58	現職発電本部から見ますと、そのの旅と一風にちょっと特化した形で辞書を整理させていただければと思っております。
2:32:06	一条スズキですお願いします。
2:32:09	では、資料3の事実確認リストに戻りまして、
2:32:16	ナンバー39 呉です。
2:32:24	今回
2:32:26	23条2号として、監視できるって言っているところでいろいろ、
2:32:32	関連箇所挙げてもらってるんですけども、
2:32:37	系統としてですね、
2:32:41	炉外核計装、
2:32:44	それから、安全保護系以外の主要なプロセス系統。
2:32:50	ていうところが、
2:32:53	先ほど来言ってるように、
2:32:55	12月26日の審査会合資料1-1、これは、
2:33:01	1月30日の審査会合資料2-1に、読みかえますけれども、
2:33:08	その中でそこがへへと変更してないんだっていうところを、追記してもらって、
2:33:14	言いたくてですね、資料の整合を図ってもらいたいというと、
2:33:18	です。
2:33:19	よろしいでしょうか。
2:33:23	食前本部から峰松です。
2:33:26	衛藤。
2:33:28	趣旨、理解しましたのでまた先ほどと同様ですね入れ方社内で調整させていただいてご回答させていただければと思っております。はい規制庁スズキですお願いします。
2:33:39	本日、
2:33:42	審査チームから用意しました確認したい。
2:33:45	リストの内容は以上になります。
2:33:50	まずここまで、ホワイトボードで今後の対応について確認していきたいと思しますので、
2:33:57	準備できましたら、九州電力の方から説明を
2:36:29	九州電力お願いです。ホワイトボードについてご説明させていただきます。ナンバー34に関しまして、燃料の許容損傷限界を超えないことの説明について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:39	事象と設備設計を踏まえた上で再度説明をさせていただきたいと思 います。
2:36:44	35 に関しまして、冷却系の設計方針が変わらないことについて申請書 がイトウカッチとともに、条文整理表に次を検討させていただきたいと思 います。
2:36:54	No.38 に関しまして、23 号の 3 条 1 号への適合性について、タービントリ ップが必要なのか、これはタービントリップがないと健全性が保てない のか。
2:37:05	テンジウの事象も含めて説明させていただきます。
2:37:08	ナンバー39 に関しましても江藤は衛藤別途回答させていただきたいと 考えております。以上になります。
2:37:18	長都築です先ほどNo.35 で具体的な記載箇所を特定したので、
2:37:25	書いといてもらいたいんですけども、
2:37:38	事業本部側は、ちょっとフォローしてください。
2:37:43	現職発電本部から、峰松です。先ほど、今鈴木さんから、
2:37:49	衛藤。
2:37:52	いただいたところ先ほど、
2:37:56	言いました
2:37:58	すいませんちょっと私も今、ページをちょっと見失ってしまっているん ですが、前回のところで
2:38:06	格納容器で 55 度を制限とするとか、加熱冷却で温度厳しいところを設 定するということがありましたのでそちらのほうを記載させていただけ ればと思っております。以上です。
2:38:22	発電本部が、九州の横谷です。充て本部側へと。
2:38:27	記載箇所は越冬型条件の設計は 5 ポツ 1 ポツ 1 ポツ、呉 2 という認識 でよろしい。
2:38:35	規制庁須藤です。5 ポツ 1 ポツ 1 ポツ、3 ポツに、
2:38:44	現職発電本部ミヤマ疇津アノありがとうございます。おっしゃる通りそ のところに 5 ポツ 1 ポツ 1、3 ポツ 2 のところに、原子炉容器については ということで、
2:38:55	加熱冷却を 55 度以下に抑え、言っておりますのでそちらのほうを記載 させていただければと。
2:39:01	はい。規制庁それでその前提の紙としているのが、5 ポツ、
2:39:07	1 ポツ 1 ポツ 2 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:10	両括弧 7 もありましたので、それもぜひ加えといてもらいたいんですけど。
2:39:15	承知いたしました。条件に対する設計というところで(7)の、
2:39:21	コウも記載させていただければと思っております。
2:39:43	はい。規制庁鈴木です。
2:39:46	本庁側、他に湯をエンドウでよろしいですか。はい。
2:39:50	記録します。
2:40:25	はい。規制庁鈴木です。
2:40:29	本日の事実確認リスト以外で、
2:40:35	規制庁本庁側、
2:40:37	何かありますでしょうか。
2:40:39	よろしいですか。
2:40:42	九州電力の方は、
2:40:47	今日の内容で、以外のところへ資料 3 以外のところで何か、
2:40:53	他に確認したいところ
2:41:03	を、
2:41:07	九州電力金井でございます。藤。
2:41:10	井関セガワイトウその他ございません。
2:41:13	はい規制庁スズキです。発電本部側もよろしいでしょうか。
2:41:20	発電本部側も特にございません。
2:41:22	はい規制庁スズキです。では続いて、今後のスケジュールについて、
2:41:29	確認していきたいと思います。今日、
2:41:33	ヒアリングしました。
2:41:37	炉心熱水力設計関連の内容については、今日の資料、
2:41:43	に基づいて、
2:41:45	2月15日、
2:41:49	の審査会合で、
2:41:52	確認をしていこうと思っておりますけれどもまだ
2:41:57	確定してないところですので、2月15日、
2:42:00	確定したら、
2:42:05	規制庁遅いです。あと確定したって、連絡しましたが、
2:42:09	一応今日確定する予定だったんで、もう確定したというのは、連絡が入りましたら確定したということで、
2:42:16	2月15日は、
2:42:21	午前中だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:24	と午前中で予定します。
2:42:29	資料の内容は、
2:42:33	今日、
2:42:34	いただいた。
2:42:37	資料には、当然反映させるとして、
2:42:42	資料1の方で、
2:42:47	特段何か内容として、
2:42:51	入れなきゃいけないようなもの。
2:42:54	というのは、
2:42:58	直接的には、
2:43:01	ないかなというふうに思ってますけれども、
2:43:09	今のところ資料1シリーズで出しているのは、
2:43:14	申請書の記載箇所を確認している情報だけだと。
2:43:20	思っているので、
2:43:24	特段、
2:43:27	資料1シリーズで補足説明に入れるようなものはないかなと、えっと思って。
2:43:37	必要に応じて、今日の内容9、
2:43:40	絡めて口頭で何かしら補足して、
2:43:48	資料のイメージとしては、
2:43:52	よろしいでしょう。
2:43:55	九州電力のタケツグでございます。
2:43:58	はい。よろしいかと思ひまして資料1-1につきましてはこちらも同様に申請書記載箇所をまとめているものでありますので、
2:44:06	会合資料には載せずに載せる上としては資料2ですね、の方を載せて、
2:44:12	介護にあったようでは
2:44:15	市場、
2:44:18	資料2についてご説明をするという形で進めさせていただきたいと思ひます都築です。昨日の審査会合で、
2:44:29	15条関連のところ、炉心熱水力設計関連の方
2:44:34	送りますっていったところは、
2:44:37	資料の変更は、は、
2:44:40	なしでいくと思ってる。
2:44:43	一応紹介だけはしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:46	1月30日の審査会合で、
2:44:48	2月15日の方に送ると言われているので今日該当する部分はここです。
2:44:53	という話はしっかりして、
2:44:56	よろしいでしょうか。九州電力タケツグで承知しました昨日おっしゃった資料につきましては熱力に関する資料としては、こちらもありますということ、冒頭等でご説明の中で、させていただきます。
2:45:10	来てちょスズキです。それから、
2:45:15	関連する条文として、今日、
2:45:19	聞いていった。
2:45:21	まず13条関連の、
2:45:26	ところと、
2:45:28	それ以外で設備側の方の、
2:45:33	17条以降の、
2:45:38	ところっていうのを、
2:45:40	対象にしているところを、
2:45:46	注射介護資料の中で、
2:45:48	該当する。
2:45:50	箇所として、九州電力の方から、
2:45:54	特段ご説明がなければ我々の方で、
2:45:57	今日はここですっていう、
2:46:04	13条ぐらい、先ほどの15条含めて、
2:46:08	13条ぐらいは、
2:46:09	ダイトウ、
2:46:15	よろしいですか。
2:46:18	九州電力のタケツグでございます。
2:46:20	江藤今野ね、今日の案件の方、該当する条文としては13条と、
2:46:28	15条2項と17条。
2:46:32	運営等が続きまして、ちょっと言い方変えると、申請してる箇所をまずしっかり紹介してもらいたいんですね。
2:46:42	炉心熱水力設計関連として、当日、対象とすると。
2:46:47	で、
2:46:48	17条以降のところは一応九州電力としては、
2:46:52	申請なしの条文だというふうに理解
2:46:56	いるので、そこを九州電力から直接的に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:00	該当する箇所はここですっていう話は、
2:47:03	してもしなくても仕方がないというふうに思う。
2:47:07	で、その場合は、
2:47:08	規制庁側の方から、この内容、
2:47:11	のところまで一応確認しますっていう言い方は、
2:47:15	宣言しておきたいかなと。
2:47:19	その辺を、
2:47:21	27 時以降はお任せします。
2:47:24	九州電力タケツグイソズミヤスダ冒頭の方で熱意に関する条文としてはこれが、
2:47:30	あると考えておりますことを述べたいと思います。以上です。
2:47:35	はい規制庁さん
2:47:37	と、2 月 15 日の審査会合として、
2:47:40	炉心熱比率関係のところは基礎、本庁側よろしい。今の話でよろしいでしょう。何かあります。
2:47:54	規制庁鈴木です。それで続けてですね
2:47:59	非常時炉心冷却除熱関連のところの資料を、
2:48:05	10 月 26 日付で、
2:48:09	出していただいているところなんですけれどもちょっとこちらの都合で申し訳ないんですが、
2:48:14	2 月 15 日の審査会合の、庁内の説明をですね、もう今週から始めないと。
2:48:22	あと、
2:48:23	様々な予定で、
2:48:26	久米田となってしまってますね、ちょっとそちらを優先したいので、ヒアリングはちょっと改めて、
2:48:33	調整させてもらいたいですけれども、ちょっと 2 月 15 日の審査会合には載せられないなっていうふうにちょっと、
2:48:44	2 月末に、
2:48:46	もう 1 回って話をしてたのでそこに載せようと思って、
2:48:50	ちょっと今、
2:48:52	調整中ですけど、2 月末が入れられない感じで、
2:48:57	3 月の
2:49:04	5 のあたりを、今ねらってる。
2:49:07	ところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:13	まずその方向でいきたいなっていうところと、
2:49:17	素行に、
2:49:22	先日やりました、防護関係共通防護設計共通関連のやつを、
2:49:30	一緒に入れられるような、
2:49:33	資料の準備、まだ、
2:49:37	ヒアリングを、
2:49:38	の資料提出の時期とかをまだ確定できてない。
2:49:43	ちょっとその辺をご検討いただけないかな。
2:49:50	欠コマタ。
2:49:51	ぎりぎりになると。
2:49:54	全然余裕がなくて、
2:49:56	載せられないとかなっちゃう可能性があるんで、
2:49:59	今回はもう少し、
2:50:02	余裕を見て、
2:50:05	資料が準備できるんだったら、その3月5日のところに、
2:50:11	野瀬たいなって、
2:50:13	言いますので、
2:50:15	でき、できれば、
2:50:25	10、2月、
2:50:31	15の週までに、
2:50:34	出せるかどうか。
2:50:38	2月、ごめんなさい、2月の13の週ですね。
2:50:43	出せるかどうか。
2:50:50	少しでも早い方がいいっていうところはあるんですけど、
2:50:56	ちょっとその辺検討していただいて、
2:50:58	いけないかなっていう
2:51:00	九州電力タケツグでございます数字を進めていただきありがとうございます。
2:51:06	方設計の資料につきまして現在作成しておりますちょっと具体的な日付については申し上げますけど、現在この種2月号の集のほう目標ニワの作業を進めております。
2:51:17	遅くとも13の中には出したいと考えます。実際いつだったかについてはまた改めて募集、ご連絡させていただきます。
2:51:26	あ、規制庁スズキですスケジュール感。大体わかりましたので、一応3月5日に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:31	は、
2:51:32	非常時炉心冷却情熱と防護設計全般関連。
2:51:37	どう。
2:51:37	なるべくまとめて、
2:51:39	やれるようにしたい。
2:51:40	思い、
2:51:42	それから、
2:51:47	この間やりました放射線被ばく。
2:51:51	関連も、
2:51:53	話っているのの進み具合がどうなのかなっていうところですねちょっとは、
2:52:00	私たちの方は、
2:52:04	えっと現状、こちらに資料作成、
2:52:09	していただいと。
2:52:12	その辺の今、
2:52:15	見込んでるところとか、
2:52:19	九州電力オーダーです放射線被曝関連はちょっと日付はすいません確定ではないんですが22月後の週の後半ぐらいで考えて、遅くとも次の週には出そうかなと考えている。
2:52:33	はい規制庁。
2:52:36	藤。
2:52:37	そうすると
2:52:39	ちょっと非常時炉心冷却食うと。
2:52:42	冷却除熱関係と放射線被ばく関連を私が良でも、
2:52:48	ので、
2:52:50	非常に炉心冷却、除熱関係のヒアリングを、
2:52:57	早めにてできれば、
2:53:00	先ほど言った放射線被曝関連のやつも、
2:53:04	淡路生田の前にヒアリングを、
2:53:06	入れられる可能性も、
2:53:09	ちょっとまだ、
2:53:10	あるので、
2:53:12	ちょっとその辺を、
2:53:14	られればねらっていきたいと。
2:53:17	いうふうに今思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:21	何かありますでしょうか。
2:53:23	九州電力オーダーでセトおっしゃられた3月5日の前について言われたのはヒアリングの話会合を3月5日をねらっていくという、
2:53:32	規制庁です3月5日の前にヒアリング方式、放射線被曝関連の、
2:53:37	ヒアリングできれば、3月5日の会合に星水爆関連も載せられる可能性がまだ残ってるか
2:53:45	九州電力織田です。可能性ということでわかりましたありがとうございます。
2:53:52	はい。
2:53:54	規制庁スズエそれから、
2:53:57	あと先週接種だったかちょっと覚えてないですけど、
2:54:01	炉心核設計、反応度投入関連の種類、出していただいていますので、
2:54:08	今、
2:54:08	担当者の方で、
2:54:10	資料確認をしているところなんですけれども、
2:54:14	ちょっと申し訳ないんですけど、
2:54:16	その担当者が、
2:54:18	別件の話を、
2:54:22	許可関連、
2:54:23	出て、
2:54:25	なるべく早めにまとめたいて。
2:54:27	いう話をしてたものなので、
2:54:30	ちょっとそちらが終わってから、
2:54:33	審査会合の方に、
2:54:35	出したいなど。
2:54:37	とヒアリングはしばらく。
2:54:40	待ってもらいたいな。
2:54:45	一応来チャラに球があるところは、今のところ、
2:54:49	そんな感じかなっていうふうに、
2:54:52	いますけれども。
2:54:54	九州電力の方からほかにスケジュール的なところで確認しておきたいところ。
2:55:04	期首電力タケツグです九州電力側から他にございません原子炉カツラムラオカはいかがですか。
2:55:12	はい、原子力発電本部側もスケジュール関連については特にございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:17	はい規制庁スズキです。ではスケジュールの話は以上にします。
2:55:24	こちらから他に特段ないと思いますけど、九州電力の方から、他に何か。
2:55:31	確認行っておきたいことありますでしょう。
2:55:33	当然九州電力の杉田でございますちょっとすみませんスケジュールの関係に戻って申し訳ないんですけど、
2:55:39	結局
2:55:41	3月5日の会合にECCSと防護設計をちょっと目指す上で、
2:55:47	このCSのヒアリング等、防護設計共通のヒアリングで、大体どの週を目標に、
2:55:55	めどがあれば、ちょっと合計でいただければと思います。よろしくお願ひします。規制庁鈴木です。今、
2:56:02	非常時炉心冷却除熱関係は、
2:56:07	等、
2:56:13	早ければ、
2:56:15	2月9日にで、
2:56:18	やれるないかなと、ちょっとねらってるんですけど、ちょっと待ってください。
2:56:25	今日明日ぐらいの、
2:56:28	状況で、
2:56:29	他のちょアノ調整含めてちょっと考えますので、
2:56:37	防護設計の方は、
2:56:41	資料が、
2:56:43	仮に5日の週に出たとすると、
2:56:53	余裕を見て、19日の週ぐらいに、
2:56:59	ヒアリングを組む、早くできるんだったらその前の週ってねらうってのもあると思う。
2:57:04	ちょっと審査会合もあるので、
2:57:08	19の州の方が、
2:57:11	余裕は見るかなっていう
2:57:14	それにしても早めの。
2:57:16	予備です。
2:57:20	九州電力としては、15日に審査会合をやったら、
2:57:24	16日に、
2:57:26	ラップアップとヒアリングの方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:28	ややシクカもしれないですけど、
2:57:30	ちょっと、
2:57:31	て筋日次第ということで、
2:57:36	九州電カスギタイデすみませんありがとうございます。私から以上です。
2:57:41	はい、規制庁数です。ほかには特にないと思いますので、これで今日のヒアリング終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。